



# 川崎市緑化指針

【一部改正案】

川崎市

---

## はじめに

私たちの子孫が暮らす21世紀を夢と希望にあふれる豊かな都市社会にしてゆくためには、自然と人との共生する緑豊かな都市環境を創造してゆくことが必要です。

本市では、昭和47年から緑化大作戦を展開し、川崎を代表するふるさとの風景である斜面緑地の保全、特色のある公園緑地の整備、川崎の地域特性を踏まえた工場緑化などを推進するとともに、昭和50年に策定した「川崎市自然環境保全基本計画」の具体化の一環として同年から実施した「緑の回復、公園緑地等の技術指針」により、開発事業等における緑の確保及び育成に努め、市民・事業者の方々とともに大きな成果をあげてまいりました。

しかし、都市化の進行、高齢化社会の進展など私たちを取り巻く社会経済情勢の変化や都市化に対する市民ニーズの多様化など、新たな時代への対応も求められるようになり、平成8年4月「緑の回復、公園緑地等の技術指針」を全面的に見直し、緑化の具体的・技術的なガイドラインとして「川崎市緑化指針」を策定し、運用してまいりましたが、平成12年4月に地方分権と自治との観点から法整備等がなされ、また「川崎市自然環境の保全及び回復育成に関する条例」(昭和48年条例第42号)が「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」として全面改正されたことにより、本指針も改定が行われました。

川崎市は2010(平成22)年を目標年次として、緑の基本計画である「かわさき緑の30プラン」を策定しましたが、2008(平成20)年3月に改定を行い、新たに2017(平成29)年を目標年次とする緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働・連携して、住宅地・事業所・公共公益施設などの緑化を推進してゆくこととしております。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などをきっかけに、これまで以上に災害に強い安全・安心なまちづくりに向けた取り組みが求められており、市街化が進行している本市においては、緑化の推進により防災性向上に寄与するまちづくりを目指していくことが重要であると考えております。

この指針は、市民・事業者・行政が緑化を行うにあたり必要とされる具体的・技術的な事項について、できるだけ分かりやすく、また、活用しやすいようにまとめたものです。

地域の特性を活かした緑を守り、つくり、育てていくためには、市民・事業者・行政が一体となり、協働・連携する取り組みが不可欠です。緑の基本計画に掲げる基本理念「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」の実現に向けた取り組みへの参加と御協力をお願いします。

令和4年2月

川崎市 建設緑政局

(平成19年4月 一部改正)

(平成9年局名改正)

(平成20年4月 一部改正)

(平成11年一部改正)

(平成27年1月 一部改正)

(平成12年12月1日改正)

(平成27年10月一部改正)

(平成16年1月1日改正)

(令和 年 月 一部改正)

# 目次

---

## はじめに

### 緑化指針の構成

#### < 総論編 >

I	川崎市緑化指針の目的・位置づけと対象	2
1	策定の目的	2
2	位置づけ	2
3	対象	2
II	緑化及び緑化事業の手順	3
1	緑化の手順と本指針の対応	3
2	緑化事業の手順	4
III	緑の現況と緑化方針	5

#### < 計画・設計編 >

I	市域緑化の基本的な考え方	7
II	施設ごとの緑化指針	9
1	公園の緑化	9
2	学校の緑化	11
3	公共公益施設の緑化	13
4	道路の緑化	16
5	住宅地の緑化	18
6	事業所の緑化	20
III	緑化の手法	23
1	テーマ別にみた緑化の手法	23
2	部位別にみた緑化の手法	25
IV	緑化樹木の植栽標準	36
1	緑化樹木の規格	36
2	緑化樹種	36
V	自然的環境保全配慮	44
1	自然的環境保全配慮	44
2	対象となる事業	45
3	自然的環境保全配慮事項	45

---

< 緑化協議編 >

I	緑化協議の目的、対象及び手順 ·····
1	緑化協議の目的 ·····
2	対象となる事業と確保すべき緑化面積率 ·····
3	緑化協議の手順 ·····
II	緑化協議における技術基準 ·····
1	植栽基準と計算方法 ·····
2	緑化地について ·····
3	保全される緑地 ·····
4	多様な緑化手法 ·····
5	臨海部の特例 ·····
III	用語の定義と解説 ·····

< 公園協議編 >

I	事前相談から供用開始までの手続全体の流れ ·····
II	公園等の配置基準 ·····
1	公園等の種類と設置数 ·····
2	公園等の配置 ·····
3	敷地の形状、勾配 ·····
4	道路、隣地との関係 ·····
III	公園等の設計及び施工指針 ·····
1	公園 ·····
2	緑地 ·····
3	ポケットパーク ·····
4	広場公園 ·····
IV	公園等植栽樹木等標準例（参考資料） ·····

< 施工編 >

I	施工の目的と手順 ····· 6 6
1	施工の目的 ····· 6 6
2	施工の手順 ····· 6 6

---

---

II 施工の基本的内容	67
1 地域特性から見た施工上の基本的な留意点	67
2 樹木の規格寸法	70
3 掘 取	71
4 植付け（植栽）	72
5 支 柱	73
6 その他の養生	77
III 特殊空間の緑化	78
1 建築物緑化	別冊「屋上緑化等技術指針」
2 法面の緑化	78
< 維持管理編 >	
I 維持管理計画の策定	88
1 維持管理の意図	88
2 維持管理計画	88
II 緑化対象施設別に見た維持管理上の留意点	90
III 維持管理の基本的内容	92
1 剪 定	92
2 除草・清掃	94
3 施 肥	94
4 病害虫防除	96
5 灌 水	98
6 そ の 他	98

## 参 考 資 料

樹木の防火効果

樹木の防火効果挿入図

緑化樹木一覧

自然的環境保全配慮書における動植物の生息・生育環境についての配慮について

川崎市緑化指針策定調査委員会

## 緑化指針の構成

---

- ・ 本指針は、<総論編><計画・設計編><緑化協議編><公園協議編><施工編><維持管理編>の6編により構成されています。

①<総論編>では、緑化計画・設計を行う上で前提となる本指針の目的、位置づけ、対象等について述べています。

②<計画・設計編>では、緑化計画の立案・設計を行う上での基本理念について述べるとともに、「公共公益施設」、「事業所」等の施設についてそれぞれの緑化の方針、手法、樹木の植栽標準、自然的環境保全配慮について述べています。

③<緑化協議編>では、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき行う緑化協議の目的や対象、手順及び技術基準について述べています。

④<公園協議編>では、都市計画法または川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に基づき設置される公園等について、必要な手続きや配置基準、設計及び施工に係る施工指針について述べています。

⑤<施工編>では、植栽工事を行う上での基本的な留意事項について述べるとともに、特殊空間緑化等について述べています。

⑥<維持管理編>では、緑の質を高め、維持していく上での欠くことのできない植栽の維持管理に関する基本的な留意事項について述べます。

- ・ <計画・設計編><施工編><維持管理編>については、川崎市らしい多様性のある緑化を行う上で全般的に気をつける必要のある事項を述べていますが、必ずしもこれにとどまらず、施設の目的や立地環境に応じた柔軟な対応が望まれます。

---

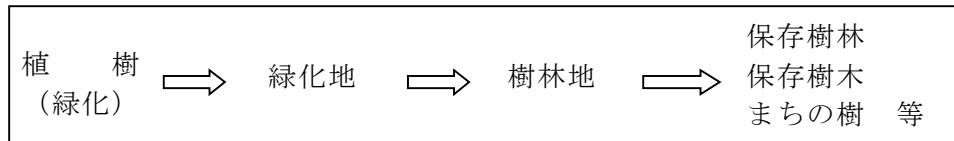
< 総 論 編 >

---

## 1 策定の目的

「川崎市緑化指針」(以下「本指針」と言う。)は、住宅や事業所など施設の設置目的や立地する周囲の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理に推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的とします。

### ■ 緑のフローチャート



## 2 位置づけ

本指針は、「川崎市緑の基本計画（平成20年4月）」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年12月）」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置にともなう緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられるものです。

## 3 対象

- 本指針は、川崎市（以下「本市」と言う。）における全ての緑化事業を対象とします。
- 緑化事業のうち本市との緑化協議の対象となる事業及びその規模は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第31条及び同条例施行規則第22条のとおりです。

### ■ 協議対象事業及びその規模

対象事業	規模
共同住宅	事業区域面積が500平方メートル以上で、かつ、計画戸数20戸以上
事業所 (店舗・倉庫・オフィスビル・研究所等)	建築敷地面積1000平方メートル以上
公共公益施設	建築敷地面積1000平方メートル以上

- 関係法制度に係る事業については、従前のとおりとします。

## II 緑化及び緑化事業の手順

<総論編>

### 1 緑化の手順と本指針の対応

- ・ 緑化の手順と本指針との対応を示すと次のとおりです。

#### 本 指 針

#### 緑 化 の 手 順

#### 総 論 編

- ・ 何をどうして緑化するのか  
(経年後の緑の目標を設定)

#### 計画・設計編

- ・ 自然的条件…気象、地形、地質、植生、土壤
- ・ 社会的条件…土地利用、交通、法規制、歴史文化、上位計画、関連計画

- ・ 計画地の特性の抽出、整理

- ・ 計画地の位置づけ
- ・ 計画の目的、意義、コンセプトの設定
- ・ 経年後の目標の設定
  - こんもりとした森
  - 開放的な明るい緑化空間
  - 大きなみどりと花畠 その他
- ・ 計画内容の設定(基本方針の設定)  
(どんな緑化をするか)

- ・ 計画地のどこを具体的にどのように緑化するか  
(ゾーニング)  
(手法、配植の基本方針、基本樹種の設定)

- ・ 手法、配植の細部の検討
- ・ 植樹の詳細検討
- ・ 植栽基盤整備方針の検討、設置
- ・ 施工面からみた検討
- ・ 維持管理面からみた検討
- ・ 工事に必要となる図書の作成

#### 施 工 編

- ・ 設計意図、目的の把握
- ・ 施工計画、維持管理計画の作成

#### 維持管理編

- ・ 台帳の作成、維持管理記録の作成

#### 企画・立案

#### 調 査

#### 解析・評価

#### 基本計画

#### 基本設計

#### 実施設計

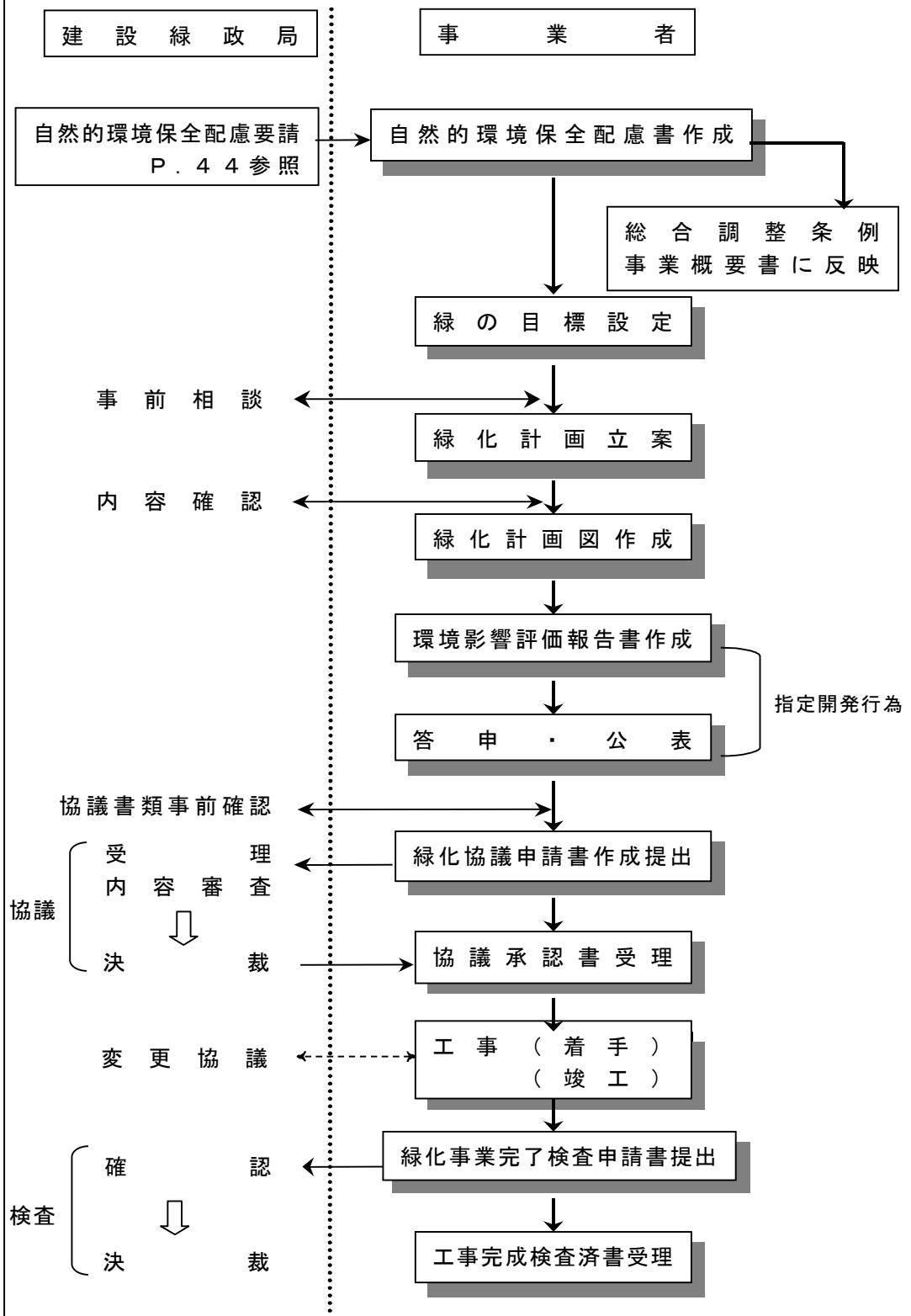
#### 施 工

#### 維持管理

2 緑化事業の手順

- 対象事業者は、次のフローチャートに沿って協議し、事業を行ってください。

■緑化事業のフローチャート



### III 緑の現況と緑化方針

<総論編>

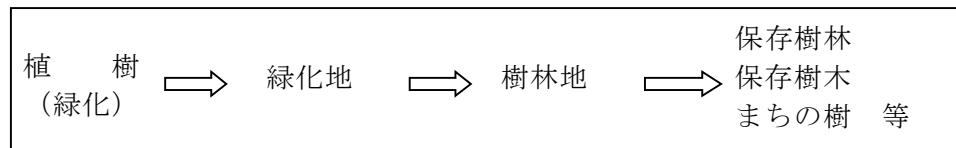
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の市域緑化を推進する上で、地域性を生かした個性豊かな緑化を行ってください。</li> <li>本誌の地形や土地利用の状況をみると、大きく右の3つのゾーンに区分されます。</li> <li>ゾーンごとの緑化の課題は以下のとおりです。</li> </ul>		<b>■ 地域区分図</b> 	<b>ゾーン名</b> <b>地形的特性</b> <b>土地利用特性</b>
多摩丘陵緑化ゾーン	多摩丘陵	樹林地 農地 住宅地	
内陸平野緑化ゾーン	内陸平野	住宅地 商業業務地 農地	
臨海緑化ゾーン	埋立地	工業地 流通業務地	

都市緑化の課題	多摩丘陵緑化ゾーン	内陸平野緑化ゾーン	臨海緑化ゾーン
緑の量を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>斜面緑地の保全を図る。</li> <li>農地の保全を図る。</li> <li>計画的に整備された住宅の緑を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅地や公共施設の緑を増やす。</li> <li>生垣植栽や大木植栽など視覚面での緑の拡大を図る。</li> <li>残存する農地の保全を図る。</li> <li>屋上緑化など建築物緑化により緑を増やす。</li> <li>再開発により緑とオープンスペースを確保する。</li> <li>ペランダ緑化など創意工夫によりきめ細かな緑化を進める。</li> <li>公園緑地の整備など緑の空間を増やす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾緑地の整備を推進する。</li> <li>工場の接道部緑化等により視覚面での緑の拡大を図る。</li> </ul>
緑の質を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>農と斜面林が一体となったふるさとの風景の保全と再生を図る。</li> <li>斜面緑地の二次林を維持する。</li> <li>良好な住環境と一体となり、水辺の生物の復活を図るなど、多様な生物の生息・生育可能な環境をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農のあるふるさとの風景の保全と再生を図る。</li> <li>住工混在の密集市街地を緑によりうるおいのあるまちにする。</li> <li>ヒートアイランド現象の緩和等都市環境を改善する緑化を進める。</li> <li>都心部等では花と緑により都市景観の向上を図る。</li> <li>公園緑地等の維持管理を充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイナミックな工場群の景観を向上させる緑づくりを行う。</li> <li>ファクトリービオトープづくりを進める。</li> </ul>
緑をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地と周辺の用水や樹林地により生き物をつなぐ導線をつくる。</li> <li>生活の中に溶け込んだ緑づくりを図り、住民と住民をつなぐ緑をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺を生かして、生き物をつなぐ緑をつくる。</li> <li>主要道路の緑化や河川の緑化により水と緑のネットワークをつくる。</li> <li>大規模工場や都心部などの拠点をつなぐ緑をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場の緑と港の緑をつなぐ。</li> <li>臨海部と都心部の緑のネットワークをつくる。</li> </ul>
緑の軸を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵地と崖線の樹林の保全と再生により自然の基盤を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川と二ヶ領用水の保全と再生を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾緑地の整備と内陸運河の再生を図る。</li> </ul>
緑とふれあう	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地を活かし土とふれあいの場をつくる。</li> <li>斜面林という自然の文化とふれあう場をつくる。</li> <li>公園緑地の整備や道路の緑化など緑とふれあう場をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の整備や道路の緑化など緑とふれあう場をつくる。</li> <li>農地を活かし土とのふれあいの場をつくる。</li> <li>河川の親水化など水とふれあう場をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海と運河に水辺とのふれあいの場をつくる。</li> <li>地域に開かれた工場緑化を進める。</li> </ul>
緑をとおして連係する	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業と市民の交流による緑づくりを進める。</li> <li>緑を媒体として人の輪を広げる。</li> <li>市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業と市民の交流による緑づくりを進める。</li> <li>緑を媒体として人の輪を広げる。</li> <li>市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑づくりを進める。</li> </ul>

---

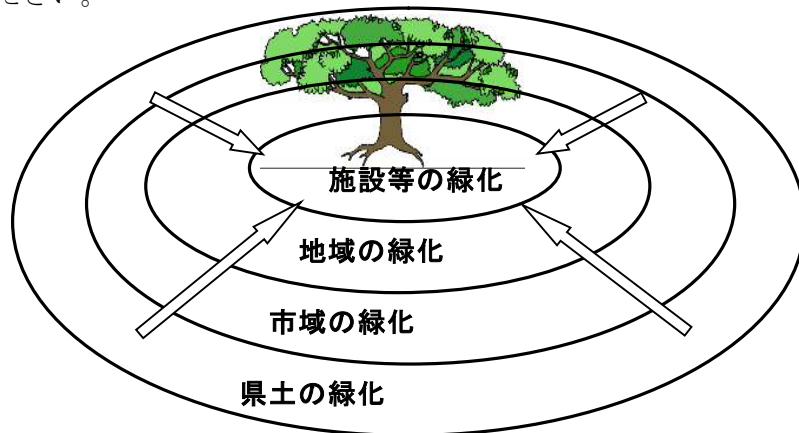
< 計画・設計編 >

- ・ 次に示す市域緑化の基本的な考え方に基づいて対象施設の緑化計画を立案してください。



## ① 都市の骨格を形成する緑化

- ・ 対象施設を単体としてではなく、都市を構成する一景観要素としてとらえ、その都市及び地域の中でその施設が果たす役割から、都市の中での緑の意義や位置付け（核、拠点、軸、ネットワーク）を明確にし、それを実現するための適切な緑化を行ってください。
- ・ 対象とする施設の立地条件（県土・市域・地域の特性等）を把握し、施設の周辺、地域、市域全体そして県土全体に広がるような緑化を行ってください。



## ② 次代に引き継ぐことのできる永続性の高い緑化

- ・ 樹木の特性に配慮し、樹木の成長過程や将来の姿を想像した長期的な視点に立つとともに、植栽後の維持管理をもあらかじめ考慮した緑化を行ってください。

## ③ 対象とする施設や周辺地域のイメージアップにつながる緑化

- ・ 単に施設の修景としての緑化ではなく、施設やその施設が立地している地域のイメージアップにつながるような個性的で付加価値の高い緑化を行ってください。

#### ④ 地域に配慮し、地域らしさを創出する緑化

- ・ III緑の現況と緑化方針（5ページ）のゾーン別地域緑化方針を踏まえ、地域ごとの緑化の課題、特性、風土に則し、周辺の緑の景観との調和を図り、地域の個性を創出する緑化を行ってください。

#### ⑤ 自然的環境を回復する緑化

- ・ 既存の樹木、樹林等の生態系に配慮した緑化を行ってください。
- ・ 野鳥や昆虫などの小動物の生息環境を確保するため、まとまりのある多様な緑を確保し、それらのネットワークを考慮した緑化を行ってください。

#### ⑥ きめ細かな緑化

- ・ 稠密な市街地など植栽地が十分に確保できない場合においても、シンボルとなり得る樹木の植栽や生垣、壁面緑化等のきめ細かに配慮した緑化を行ってください。

#### ⑦ 市民が安全に暮らすことのできる防災機能を持った緑化

- ・ 市民が安全に暮らすことができるよう防災機能を持たせた緑化を行ってください。

#### ⑧ パートナーシップによる緑化

- ・ 「川崎市緑の基本計画」で提案している市民参加や緑の普及活動の仕組みづくりを行えるような緑化を行ってください。
- ・ コミュニティを育てる緑や子供達がふれあうことができる緑など、施設ごとに市民が様々な緑のイベントを行えるような緑化を行ってください。

## 1 公園の緑化

1) 緑化の意義

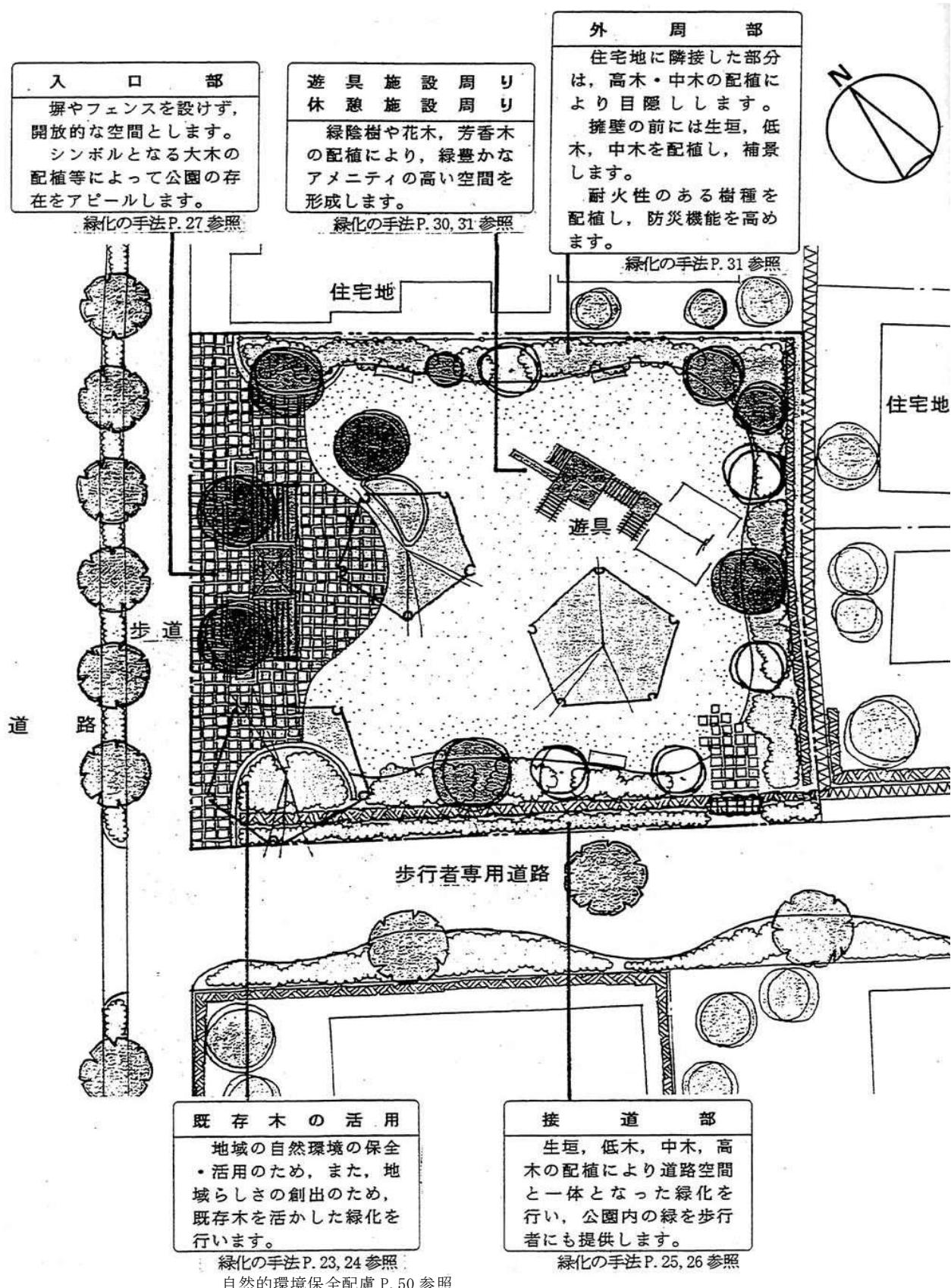
公園は、市街地の中で身近な緑とふれあうことができる場や人々がやすらぎ、憩い、集える場を形成するとともに、周辺の住民相互のコミュニティを育て、地域に対する愛着心、郷土意識を根付かせることができます。また、公園の緑化により、うるおいがありかつ安全な生活環境を形成することができ、ひいては地域の緑の核として、環境面、防災面、景観面等、多角的な面で地域全体の生活環境を向上させます。

2) 基本的な考え方

- ・ 緑の核として、住民が季節を感じたり、身近な自然にふれあえる場を形成します。
- ・ 美観を高める修景的な緑化、ヒーリング\*（癒し）効果のある緑化等により、リラクゼーションややすらぎを得ることができるアメニティの高い空間を形成します。
- ・ 花見、記念植樹等の集い、イベントが行えるような緑化を行い、コミュニティを育みます。また、管理運営協議会等の活動を通して、地域内で協力して公園を育てます。
- ・ 地域らしさを創出した緑化を行い、住民の地域への愛着、郷土意識を育て、定住意識を高めます。
- ・ 災害時における避難地として利用できるよう、延焼防止効果のある緑化を行い、住民が安心して暮らせる生活環境を形成します。
- ・ 周辺環境との関連を考慮し、計画する公園の目的、機能、空間構成、土地利用、導入施設等を明確にした上で、それらに細かく配慮した緑化を行います。
- ・ 道路への飛び出し事故等を防止するなど、利用者の安全性を考慮した緑化を行います。
- ・ 地域の良好な景観形成を先導するよう、周辺環境との一体性、連続性を持たせた緑化を行います。

\*ヒーリング  
肉体的にも精神的にも安らぎを感じ、ストレスを緩和すること。

■ 公園の緑化モデルプラン (緑地面積率30%)



2 学校の緑化

1) 緑化の意義

学校は、子どもたちが心身の形成期を過ごす場であり、知識を得るとともに、豊かな心や、健康な身体を育む場所です。量、質ともに高い緑化により、美しくアメニティの高い教育環境を形成するとともに、自然とのふれあいや体験を通じて自然の生態系や自然と人とのかかわりを学び、自然を大切にする心を育てる環境教育の場を形成します。緑とのふれあいは、子どもたちの思い出となるとともに、学校に対する愛着心、郷土愛を育てます。

学校は比較的広い面積を有し各学年ごとに配置されており、多様性のある緑化によって地域住民に親しまれ、コミュニティの中心的存在になります。更に、環境面、景観面、防災面等の多角的な面で地域の生活環境を向上し、地域の緑化推進の先導的役割を果たします。

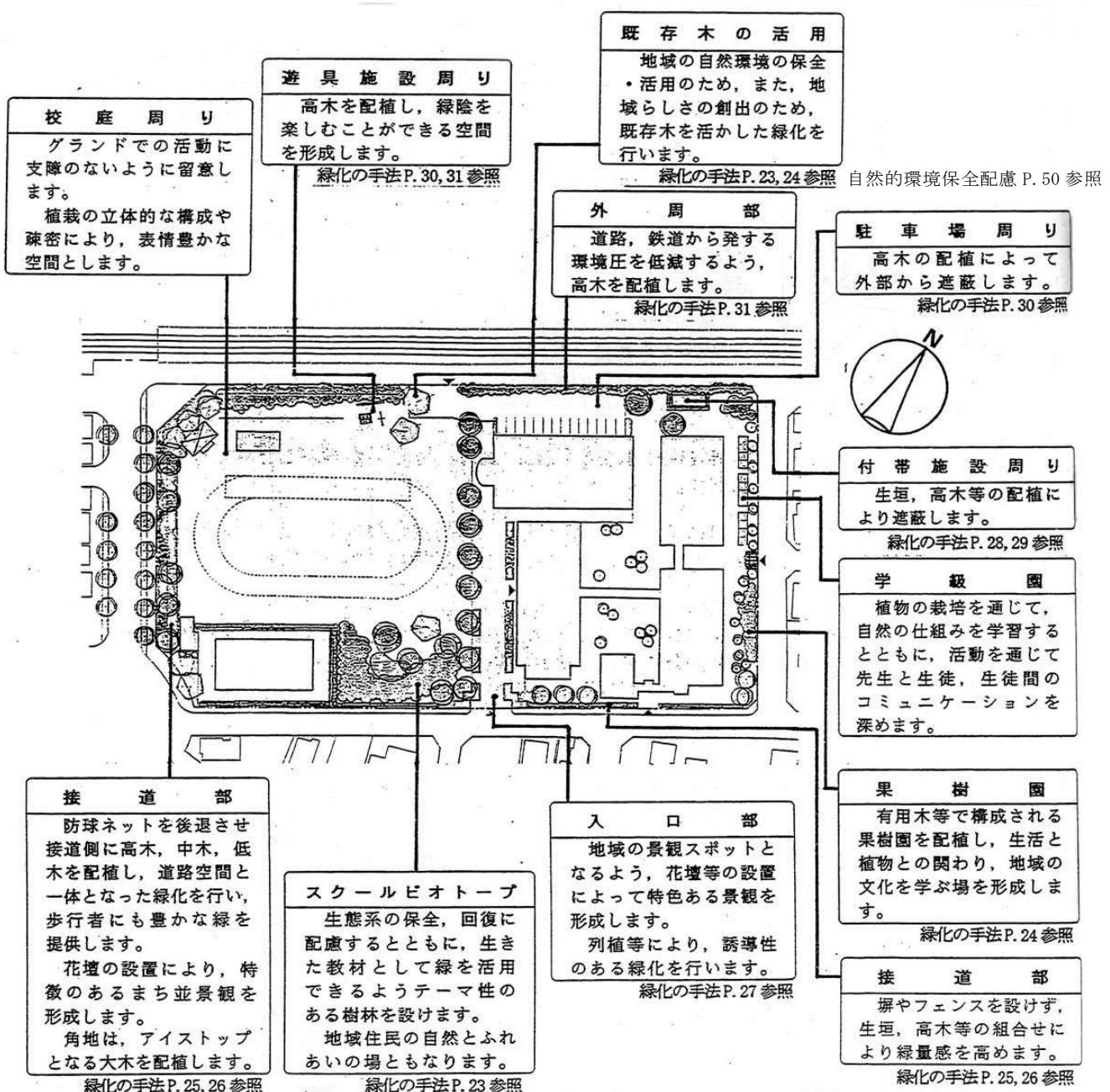
2) 基本的な考え方

- ・ 学校の年中行事を彩るような四季の変化にとんだ緑化やシンボルとなる大木等の導入により、子どもたちの思い出に残るような緑化を行います。
- ・ 教科書にでてくる樹種や有用木を積極的に取り入れたり、植物を実際に育てる学級園、学級花壇、ビオトープ\*の設置などにより、緑の四季の美しさや自然の生命力、しくみなどを学べる生きた素材として活きるような緑化を行います。
- ・ 地域性や地域の生活文化を子どもたちが学ぶことができる環境を形成します。
- ・ 緑の核として、市街地に貴重な緑を提供するよう、自然を感じることができるまとまりのある緑を積極的に創出します。
- ・ 敷地内の緑化にとどまらず、周辺との一体性、連続性を持たせた地域ににじみでるような緑化を行い、地域住民にうるおいとやすらぎを与える、地域の景観を向上させます。
- ・ コミュニティの中心的存在として、地域住民がより親しみを持てるよう開放的な緑化を行います。
- ・ 防塵・防風等の環境圧の低減を図る緑化を行い、教育環境の向上を図ります。
- ・ 災害時の避難地として学校が利用できるよう、外周部には延焼防止の効果を持たせた緑化を行い、安心して暮らせるよう生活環境づくりを行います。

\*ビオトープ  
独Biotop  
植物・昆虫類・両生類・爬虫類・鳥類・哺乳類等の野生の動植物が生息する空間を類型化した概念のことという。

- ・ 校庭部には、グランド使用の支障にならないよう、平面的にも立面的にも変化のある植栽によって、表情豊かな空間を創出します。
- ・ 運動場等の防球ネット沿いの植栽は、運動の障害や、防球ネットの基礎による植栽の生育障害を起こさないよう留意するとともに、防球ネットと道路との間に植樹帯を設け、道路空間との一体的な緑化を行ってください。

## ■ 学校の緑化モデルプラン (緑地面積率20%)



3 公共公益施設  
の緑化

1) 緑化の意義

公共公益施設は、市民の安全で快適で心豊かな生活の基盤を形成する施設であり、多くの市民が利用します。多様性のある緑化により、施設そのものの役割や機能を高めるとともに、施設や地域の顔をつくり、シンボル性を高め、市民が親しみやすい施設とすることができます。

また、公共公益施設は計画的に配置されることから、緑の核として市街地に貴重な緑を提供し、景観面、環境面、防災面等、多角的な面で地域の生活環境を向上することができ、地域の緑化の先導的な役割を果たします。

2) 基本的な考え方

- ・ 緑の核として、自然の回復や花の名所づくり、市民の花、市民の木、区の花、区の木を使った緑化など量、質ともに高い緑化を積極的に行い、施設や本市の顔づくり、シンボルづくりを行い、地域や市のイメージアップを図ります。
- ・ 地域らしさを感じることができる緑化を行います。
- ・ 市民のだれもが利用できる施設として、開放性があり、市民に親しまれる緑化を行います。
- ・ 屋上緑化、壁面緑化等による積極的な緑の創出に取り組み、地域の緑化を先導します。
- ・ 周辺環境との連続性を持たせた緑化を目標に、地域緑化を触発するような魅力ある緑化を行い、地域住民にうるおいとやすらぎを与え、地域景観を向上させます。
- ・ 病院、保健所、老人ホーム等の医療・福祉施設においては、特に、環境圧の低減に配慮するとともに、利用者にうるおいとやすらぎを与え、安定した精神状態を保持させるヒーリング<sup>①</sup>（癒し）効果の高い緑化を行い、心身ともに健康を形成する緑化を行います。ホーティカルチュアルセラピー<sup>②</sup>（園芸療法）などリハビリテーションや趣味等に活かせる緑化を行い、利用者の回復や社会生活への復帰を支援します。また、市民が親しみをもてる開放的な緑化を行い、ノーマライゼーション<sup>③</sup>を実現する環境づくりを行います。

\*<sup>1</sup> ヒーリング

p. 9 参照

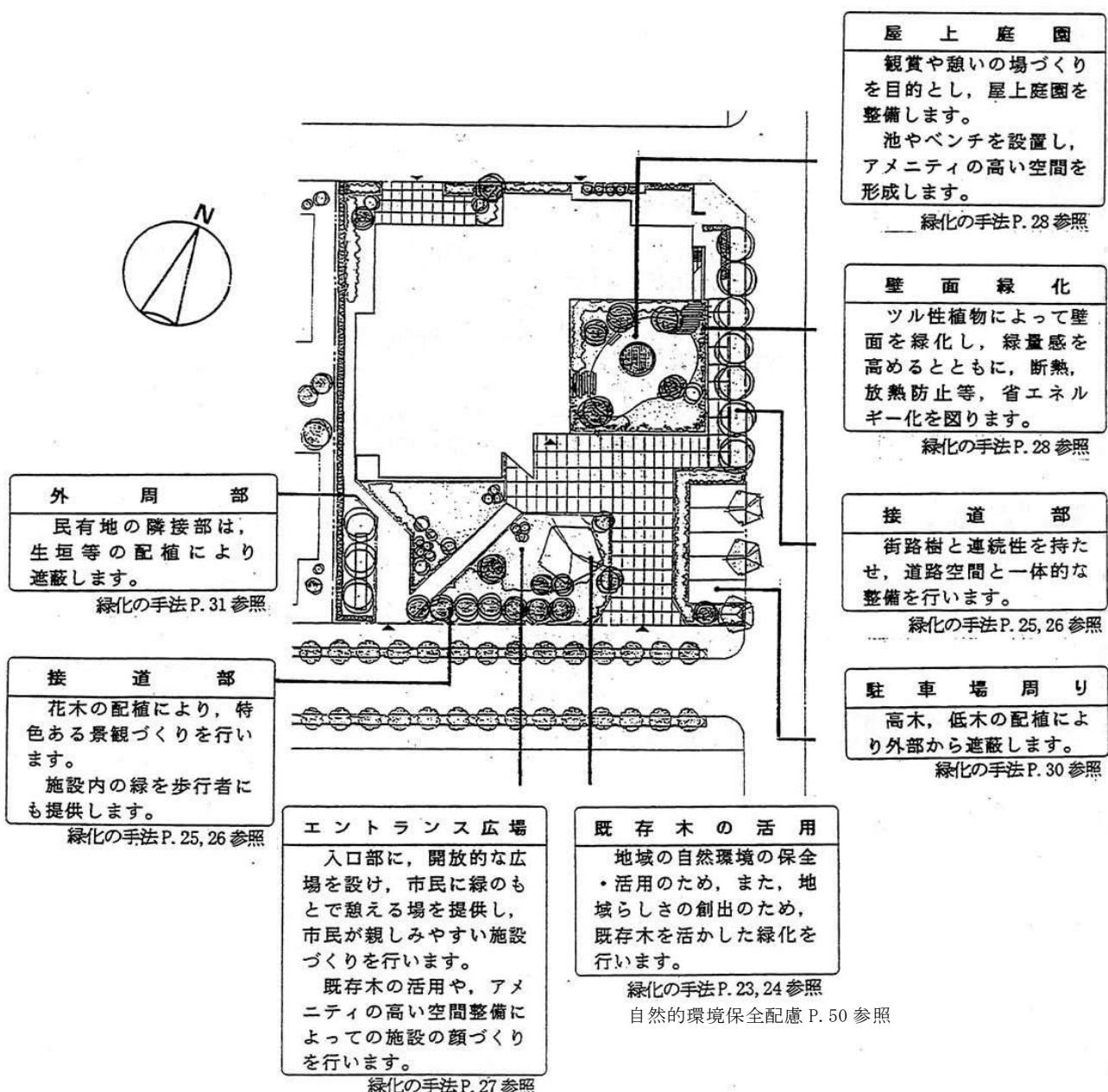
\*<sup>2</sup> ホーティカルチュアルセラピー  
園芸療法、植物（庭  
グリーンハウスを含む）あるいは植物に関する諸々の活動を通して、身体、心、精神の向上を促し、かつ鍛える療法をいう。

障害や障害を持った状態を改善し、障害者環境に適応し、社会復帰を促すための治療やリハビリテーションの有効な一手段として使われる。

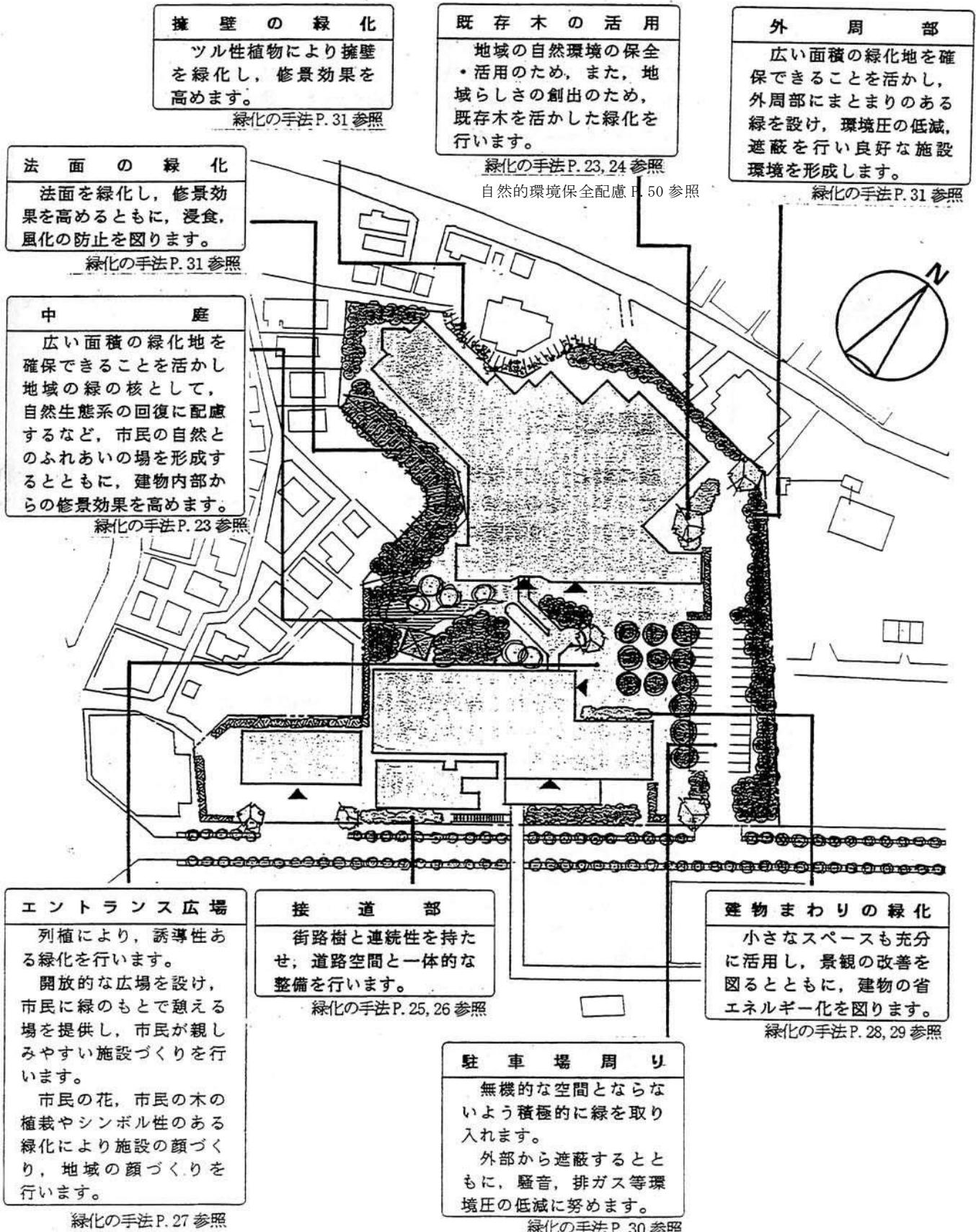
\*<sup>3</sup> ノーマライゼーション  
normalization、高齢者や障害者、貧困者のような社会的弱者も普通(normal)の人々と同じようにともに暮らし、ともに生きる権利があり、その社会こそノーマルであるという概念をいう。

- ・ 公共公益施設が集合している場合には、大きな面積が確保できることを活かし、一体的に整備し、地域の緑の核としての拠点性、シンボル性、修景性を高め、利用者の憩いの場となる広場を設けます。
- ・ 地域の防災拠点として指定されている施設においては、災害時の避難地として利用できるよう、延焼防止効果のある緑化を行い、住民が安心して生活できる環境を形成します。

### ■ 公共公益施設の緑化モデルプラン（小規模タイプ）（緑地面積率 3 4 %）



■ 公共公益施設の緑化モデルプラン（複合施設タイプ）（緑地面積率21%）



## 4 道路の緑化

### 1) 緑化の意義

道路は、緑化による環境圧の緩和や歩車道の分離を図ることにより通行時の快適性と安全性を高めることができます。まちの景観を向上させるとともに、個性や地域らしさを創出したり、災害時の延焼防止効果や避難路としての防災機能を高めることにより、顔のあるまち、安全なまちを形成することができます。

また、道路の緑化は、都市生態系の保全やヒートアイランド現象<sup>①</sup>等の都市気象を緩和する風の道を形成するなど、都市公園等の緑の拠点をネットワークする重要な軸線を形成し、環境面、景観面、防災面等多角的な面で緑の持つ効力を相乗的に高め、道路空間に限らず、快適で安全でうるおいのあるまちを形成し、地域更には市域全体の生活環境を向上させることができます。

### 2) 基本的な考え方

- ・ 緑の軸として、限られた植栽面積においても多様性のある緑化を積極的に行い、他の緑の拠点をネットワークさせ相乗効果の上がるような緑化により、地域更には市域全体の生活環境の向上を図ります。
- ・ 排気ガス、騒音時の環境圧の低減や微気象の緩和を図る緑化を行い快適な道路空間、生活環境を形成します。
- ・ カーブ、三叉路等の見通しの悪い地点において、遠くより注意を促すアイストップとなる植栽や、視距の確保等、歩行者、車の運転者それぞれからみたシークエンス(景観の展開)に配慮した緑化を行い、道路空間の安全性を高めます。
- ・ 周辺の自然的環境や他の緑地と連携した都市生態系の保全に努め、野鳥や昆虫等の生物の通り道となる多層植栽や、食餌木<sup>②</sup>の植栽、道路の下部に小動物の通り道となるトンネルの設置等を行い、市民が自然とふれあうことができるビオトープ<sup>③</sup>ネットワークを形成します。
- ・ 市民の花、市民の木や特徴のある郷土樹種、既存の樹林等を積極的に取り入れるなど、個性や地域らしさのあるまち並みを形成します。
- ・ 道路敷だけではなく周辺と一体的にとらえ、緑化スポットや、市民の憩いの場となるポケットパークを積極的に創出したり、バス停等の周辺は、緑陰を構成する大木の配植などアメニティの高い空間を形成します。

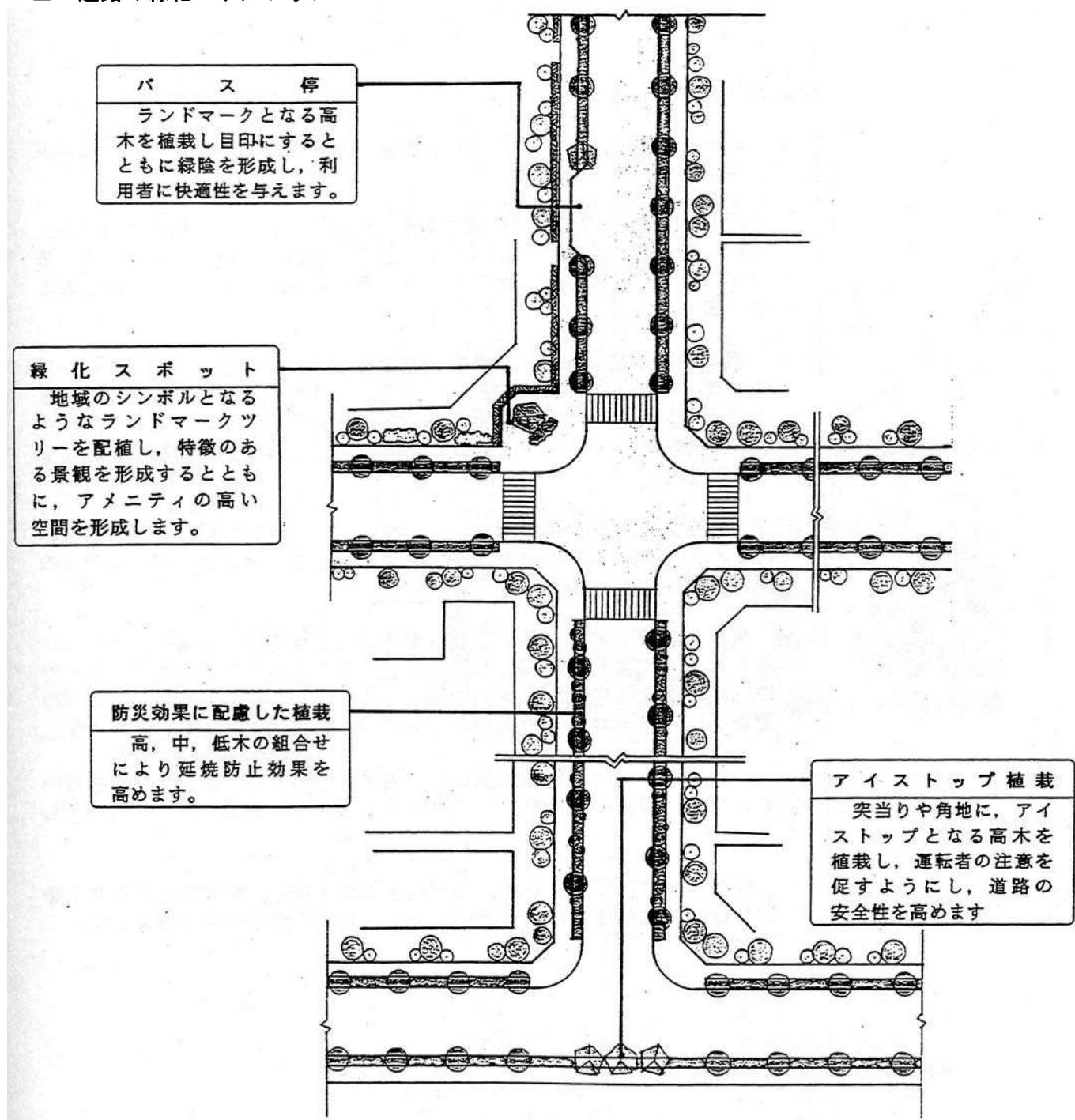
\*<sup>1</sup>ヒートアイランド現象  
舗装面における陽の照り返しや冷暖房からである熱など、都市の放出する廃熱が上空にドームをつくり年間昼夜を通じ、温度が下がらない現象をいう。

\*<sup>2</sup>食餌木  
鳥類の餌となり得る。植物の総称。果実のほか、葉や花の若芽、蜜等が対象となる。

\*<sup>3</sup>ビオトープ  
p. 11 参照

- ・ 耐火性のある樹種を積極的に植栽するなど、災害時の延焼防止効果や避難路としての防災機能を高める緑化を行い、安全なまちを形成します。
- ・ 道路計画に伴う法面は積極的に緑化し、擁壁とする場合でもツル性植物等により壁面緑化を行うようにします。

## ■ 道路の緑化モデルプラン



## 5 住宅地の緑化

### 1) 緑化の意義

住宅地は人々の生活の場であり、身近な緑とふれあう場です。個性や多様性のある緑化によって、人と自然的環境が調和したアメニティの高い生活環境を形成することができます。また、地域らしさを感じさせる住宅地やまち並み景観を形成することができ、新しい住民の地域に対する愛着心やコミュニティを育むことができます。

更に、緑化は災害時における安全性の確保といった防災面や環境面、景観面といった多角的な面で居住環境を向上させるとともに、住宅地及びその周辺地域のイメージアップを図ることができます。

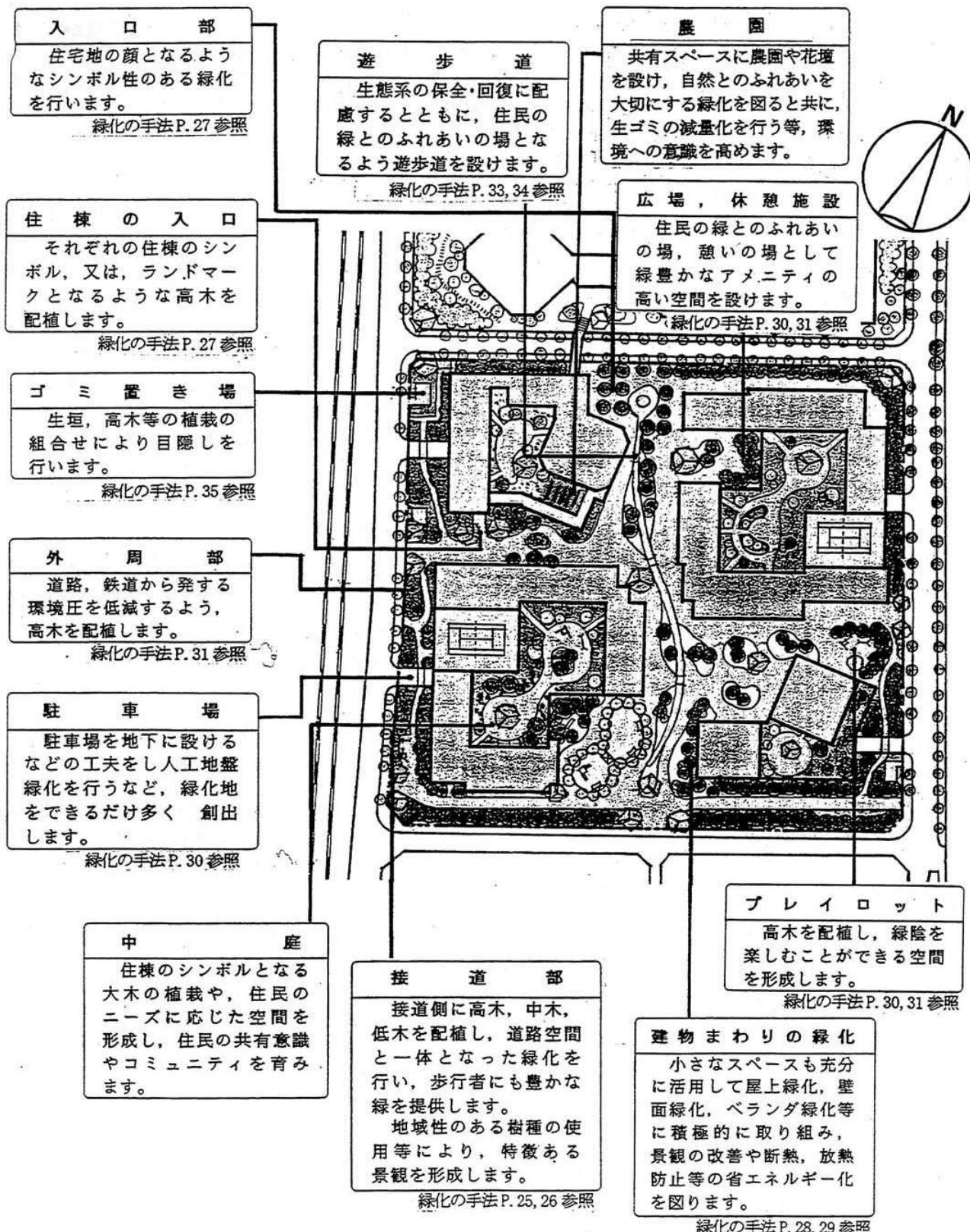
### 2) 基本的な考え方

- ・ 防塵、防風、ヒートアイランド現象等環境圧の低減を行い、居住環境の向上を図ります。
- ・ 既存の自然環境を積極的に保全、活用するとともに新たに創出し、すべての住民が季節感を感じたり、見る、触れる、聞く、嗅ぐ、食べるなど、身近な場で多様な自然をふれあうことができるような緑化を行います。
- ・ 個々の専用庭の確保ができない集合住宅においては、コモンスペースやプライベートガーデンの確保、あるいは共有スペースの農園化による生ゴミの減量化など、自然とのふれあいを大切にするとともに、想定される居住者のライフスタイル、ニーズに応じた緑化空間の展開を図るようにします。
- ・ 美観を高める修景的な緑化、ヒーリング<sup>\*1</sup>(癒し)効果のある緑化等により、リラクゼーションややすらぎを得ることができるアメニティの高い空間を形成します。
- ・ コミュニティのシンボルとなる大木の配植や花木、花壇(ガーデニング)の導入により、地域らしさや個性のある景観を形成したり、共同で住宅内の緑を育てるなど、緑を通じて住民の共有意識を高め、土地への愛着心やコミュニティを育む緑化を行い、住民の定住意識を高めます。
- ・ プレイロット<sup>\*2</sup>は、幼児が安心して遊べる空間となるような緑化を行います。
- ・ 敷地内の緑化に止まらず、周辺地域との一体性、連続性を持たせた緑化を行い、地域住民にうるおいを与え、地域の景観を向上させます。

\*<sup>1</sup>ヒーリング  
p. 9 参照

\*<sup>2</sup>プレイロット  
共同住宅の敷地の中などに設置され、幼児を対象として遊戯施設を備えた自ら管理による子供の遊び場で、公開性の強いものです。

## ■ 住宅地の緑化モデルプラン(緑地面積率37%)



## 6 事業所の緑化

### 1) 緑化の意義

事業所は、人々の労働の場であり、個性や多様性のある緑化によってうるおいややすらぎのある憩いの場を形成するとともに、周辺環境からの環境圧を軽減し、良好な労働環境を形成することができます。

事業所の緑化は労働環境の向上だけにとどまらず、地域の環境形成や景観向上等においても非常に重要な役割を担っています。地域に開かれた緑化を行うことは、市民に身近な緑とのふれあいの場を提供するとともに、環境面、景観面、防災面といった多角的な面で地域の良好な生活環境の形成に資することができ、企業市民として地域社会に貢献することができます。得に大規模な開発の場合は、地域の緑の核を形成することができ、地域において大きな役割を果たします。

更に、事業所及びその周辺地域のイメージアップを図ることができます。

### 2) 基本的な考え方

- 事業所は、周囲の環境に配慮し、環境圧を低減（防風、大気浄化等）する緑化を行うとともに、美観を高める修景的な緑化、事業所内の農園の整備、ヒーリング<sup>①</sup>（癒し）効果のある緑化等により、リラクゼーションややすらぎを得ることができるアメニティの高い労働環境を形成します。

- ヒートアイランド現象<sup>②</sup>等の都市気象の緩和、省エネルギー効果など緑の持つ多様な効果を考慮し、屋上緑化や壁面緑化など積極的な緑の創出に取り組みます。

- 開放的なエントランス広場・遊歩道等の設置や公開空地を設けるなど、就業者だけでなく地域住民にも親しみ、憩いの場となるような緑化を行います。

- 複数の事業所が立地する場合は、敷地内のオープンスペースを一体的に整備し、敷地内にまとまりのある緑を創出します。

- 既存の自然環境を積極的に保全、活用、あるいは新たに創出して、野鳥や昆虫などの生息空間とし、自然と人とが共生するファクトリービオトープ<sup>③</sup>づくりを行い、地域の緑の核を形成します。

- 防災的役割に配慮し、大規模な場合は災害時の避難地として利用できるようなオープンスペースを確保するとともに、延焼防止効果のある緑化を行い安全な労働環境、生活環境を形成します。

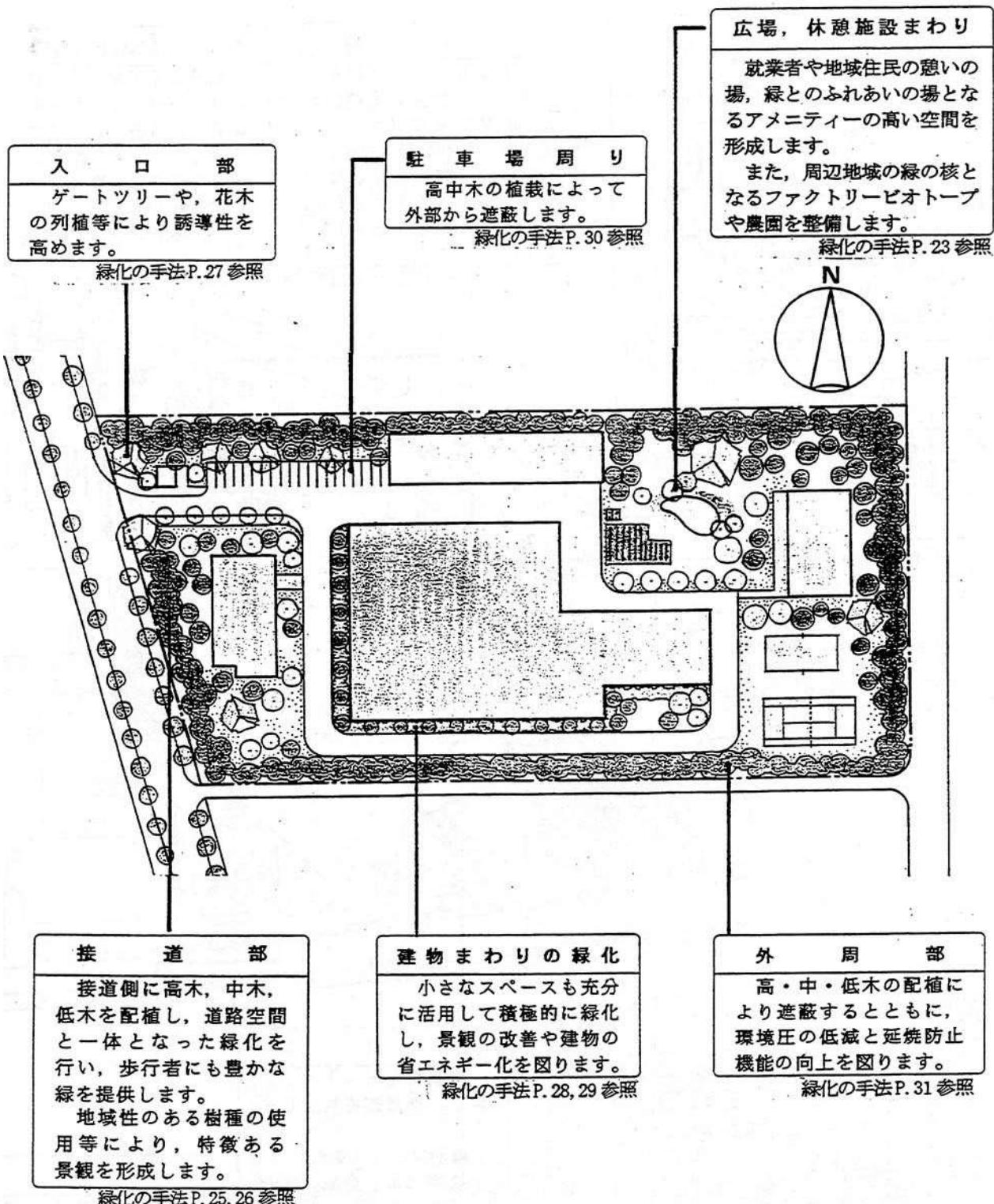
- 敷地内の緑化にとどまらず、周辺地域との一体性、連続性を持たせた緑化を行い、地域住民にうるおいとやすらぎを与え、地域の景観の向上を図ります。

\*<sup>1</sup>ヒーリング  
p. 9 参照

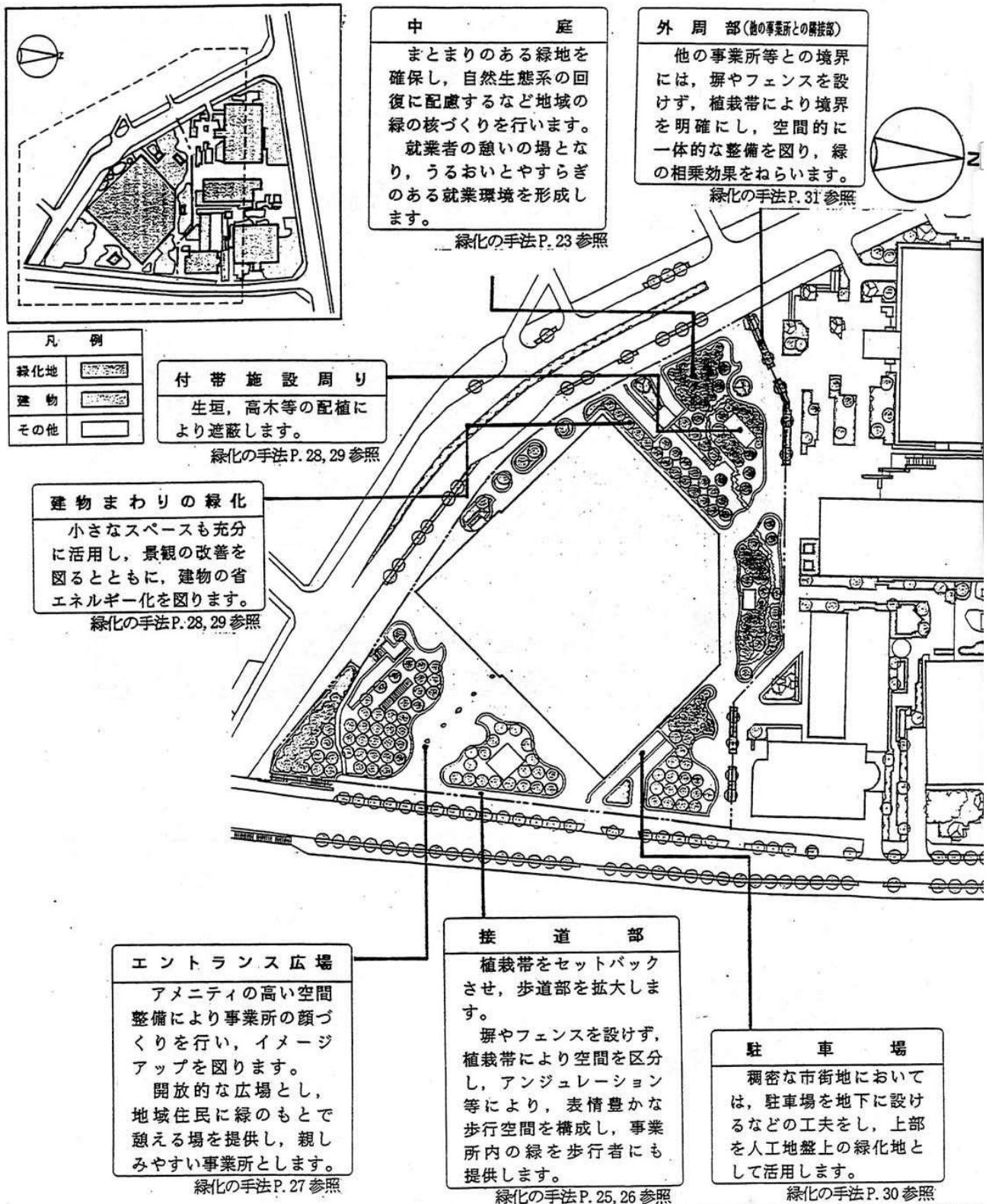
\*<sup>2</sup>ヒートアイランド現象  
p. 16 参照

\*<sup>3</sup>ビオトープ  
p. 11 参照

■ 事業所の緑化モデルプラン（倉庫・工場タイプ）（緑地面積率 54%）



■ 事業所の緑化モデルプラン(複合オフィスビルタイプ)(緑地面積率27%)



#### 1 テーマ別にみた 緑化の手法

\*<sup>1</sup> ビオトープ  
p. 11 参照

##### 1) 自然とのふれあいの場を形成する緑化

- 既存の樹林地、水辺、小動物生息地の自然的環境を活用したり、とんぼ池等の設置によりビオトープ\*<sup>1</sup>を形成するなど生態系の保全・回復育成に配慮した緑化を行ってください。
- 公園、学校、公共施設等、地域の緑の核となる施設において敷地に余裕がある場合や緑の少ない地域に立地している場合は、自然性を感じることができるとまりのある緑として樹林を設けることが望ましいです。  
その際、“四季の森”“雑木林”“生物誘致林”“果樹林”等、樹林づくりのテーマを明確にし、効果的な植栽を行ってください。



池 アーベインビオ



水鳥の訪れる池 富士通

\*<sup>2</sup> 食餌木  
p. 16 参照

- 多様な樹種による林や食餌木\*<sup>2</sup>の植栽、生物の生息環境となるいる周辺の農地や用水、樹林と連携した緑地をつくり、野鳥や昆虫等、多様な生物が生息する環境づくりを行ってください。
- 花木や実のなる木等を配植し、四季の変わりを感じることができる緑化を行ってください。

- 植物や、そこに生息する動物について知識を得ることができる説明板や花ごよみなどを設置してください。



樹林の説明版 東京都 多摩川台公園



都市の緑と屋上ビオトープの説明版  
アーベインビオ

## 2) 地域らしさを演出する緑化

- 地域らしさを有する既存の自然環境(特徴のある樹木、大木、優れた林層、昆虫、小動物の生息環境)を活用してください。
- 市街地が形成される以前の野山の草花や樹木、有用木などの地域の自然や文化を活かした川崎ゆかりの森を形成してください。



マツ林を残した住宅地 中野島

- 施設や地域のシンボル、ランドマークとなる大木を植栽してください。
- 街区ごとに、特色ある樹木を配植したり、植栽形態等を統一するなど特徴のある個性的なまち並みを形成する緑化を行ってください。



ランドマーク植栽  
パークシティ新川崎

### 3) コミュニティの形成に資する緑化

- ・ 花見、記念植樹、果樹採取、植物採取、フリーマーケット等の集い、イベントが行えるような緑化、生活に活かせるような有用木の植栽を行ってください。
- ・ なるべく住民が参加できるような維持管理を行える緑化を行ってください。



フリーマーケットを行うことができる広場を設けた公園 中野島

## 2 部位別に見た 緑化の手法

### 1) 接道部の緑化

- ・ 接道部の緑化は、より多くの人の目にふれ、まち並みを形成する重要な要素として、多様性のある緑化を行ってください。



植栽帯をセットバックし、敷地内の緑を歩行者に提供している

パークシティ新川崎



道路空間と一体的にとらえた  
緑化

ソリッドスクエア

- ・ 緑の核となる施設においてはとくに、特色のある樹種の選定や配植により、名所づくり、自然景観づくりを行ってください。
- ・ 飛び出し事故等の防止や境界を明示する上で、空間を仕切ることは必要ですが、日照・風通し、環境圧の低減、歩行者への圧迫感、災害時における倒壊の危険性等を考慮し、接道部にはできるだけ屏やフェンスでなく生垣を設け、緑量感、緑視率を高める緑化を行ってください。
- ・ 生垣の下部に低木等を植えることによって枯れ上がりを補うとともに、植栽に変化をつけることができます。

- やむを得ず塀やフェンスを設ける際には、以下の点に配慮し、できるだけ緑量感、緑視率と高める緑化を行ってください。
- 敷地内にゆとりがある場合は、道路沿いの塀やフェンスを後退させることにより道路空間と一体性をもたせることができ、歩行者にも豊かな緑を提供することができます。道路側の植栽を低くし、敷地内側の植栽を高くすることにより奥行き感や広がりを出してください。(図1参照)
  - 敷地内の緑が外側から見えるよう、透過性のあるフェンスを用いてください。
  - 塀やフェンスを低くし、目立たなくすることで内側の植栽を生垣的に見せてください。(図2参照)
  - 植物の根の健全な育成を妨げないように、植物と塀、フェンスの位置に配慮してください。

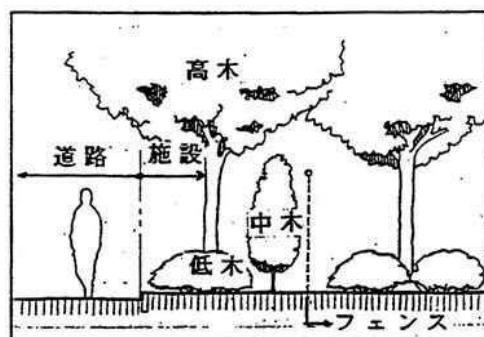


図1

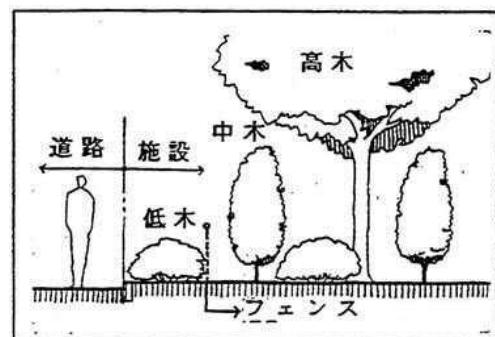


図2

- 角地、突き当たりは、歩行者や、ドライバーの交通の安全性を十分に考慮するとともに、まち並みの景観ポイントとなるよう、低木の配置や、アイストップツリーとなる植栽を行ってください。

(図3参照)

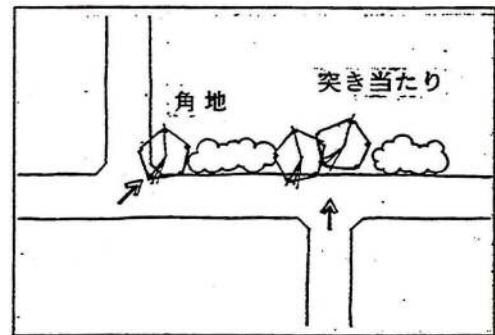


図3

- アルコープ\*等の設置やベンチとして機能するツリーサークルの導入等により、歩行者が緑陰で気軽に休むことができる場を積極的に創出してください。
- 植栽地を蛇行させたり、アンジュレーションをつけるなどし、緑量感のある修景効果の高い緑化を行ってください。

\*アルコープ

一般に部屋の壁の一部分を引っ込ませた部分のこと。部屋のみではなく廊下の一部分を引っ込ませたり、外壁の一部分を引っ込ませた場合に用いられる空間の名称。アルコープをつくることによって単純な空間に変化をつけ、また余裕のある空間をしつらえることができる。

## 2) 入口部の緑化

- ・ 緑の核となる施設については、市民の花や市民の木、区の花、区の木を取り入れたり、ゲートツリーやランドマークツリー、花壇、花木等の配植により個性ある景観を演出し、地域にうるおいを与え、市民が親しみやすい緑化を行ってください。



ランドマークツリー 宿河原

- ・ アーチ状の植栽やアプローチに並木を設けるなど、誘導性のある緑化を行ってください。



アプローチの並木

高津図書館



アーチ状の植栽

多摩センター

- ・ フェンスや門扉をできるだけ設けず、全体がエントランス広場として明るく開放的な空間となるような緑化を行ってください。



パークシティ新川崎

### 3) 建築物周りの緑化

- ・ 建物の利用目的、部屋の方向等を踏まえ、緑化の目的を明確にした上で、効果的な植栽を行ってください。
- ・ 敷地に余裕がない場合においても屋上・壁面・ベランダ緑化等により積極的に緑化を行ってください。

#### ■ 建築緑化の目的と手法

\*大景木  
景観構成上重要な、形状寸法の大きな樹木

緑化の目的	緑化の手法
景観の改善	建築物と緑とのランドスケープ効果が期待できるよう、大景木*の植栽等、多様な緑化を行ってください。
環境改善	防風、遮光、大気浄化等、目的にあった機能を備えた永続性のある植栽を行うとともに、ボリュームのある植栽を行ってください。
省エネルギー化	建物の日照条件を充分に把握した上で、高木の植栽、壁面の緑化、屋上緑化等、断熱、放熱防止効果のある適切な緑化を行ってください。
防災	防火、スクリーン効果の目的にあった樹種及び高さを選択してください。
目隠し	施設の遮蔽、プライバシーの保護等の目的により、適切な密度、高さ、方法を選択してください。
自然生態系の回復	鳥の飛来、昆虫の生息等を考え、食餌木の導入や水面の設置等を行ってください。
鑑賞	庭園的利用や室内からの鑑賞を目的とした修景施設やベンチ等の休憩施設を配し、季節の移り変わり等を楽しむことができるような多様性のある緑化を行ってください。
治療	自然的要素の多いアメニティの高い空間を形成することにより、ストレスの緩和やヒーリング効果を引き出すようにしてください。
趣味	花の栽培などの趣味も楽しめるような花壇等の設置を行ってください。



道路等からの環境圧の軽減と修景効果のある緑化

パークシティ新川崎



プライバシー確保や省エネルギー効果をねらった緑化

パークシティ新川崎



延焼防止効果のある生垣緑化

幸区

- 変電設備や貯蔵庫等の付帯設備の周囲は、中木、低木を植栽し、遮蔽してください。



中野島

- 自転車置き場や倉庫等も無機的な空間とならないよう導線を確保しつつ適度な緑化を行ってください。

#### 4) 駐車場の緑化

- ・ 駐車場は、区域を明示することが必要ですが、外部からの景観に配慮し、フェンスや塀を設けず生け垣や低木、高木等の配植によって無機質になりがちな空間を潤いのあるものにしてください。
- ・ 立体駐車場を設置する場合は、高木、中木やツル植物（トレリス等）を用い、緑化するよう努めてください。



屋上緑化によるうるおいのある植栽  
多摩センター

- ・ 快適な施設環境を確保するため、排気ガス等の環境圧の低減を図るよう耐煙性のある樹木を植栽してください。
- ・ 単独柵を用いるなど高木を適切に配植し、修景効果を高めてください。
- ・ 敷地の形や導線を考慮して、立体駐車場方式などを取り入れ、植栽スペースを広げてください。
- ・ 夏季の照り返し防止効果、耐久性、雨水の地下浸透など、自然的環境を十分考慮し、積極的に導入してください。



芝による緑化 桜川公園

- ・ 出入口は、安全性の確保のため、充分な視野を確保してください。

#### 5) 広場、プレイロット、休憩施設周りの緑化

- ・ 施設の目的や特色を踏まえた上で、適合性のある樹種を植栽してください。

\*<sup>1</sup>プレイロット  
p. 18 参照

- ・公園やプレイロット\*<sup>1</sup>等幼児の遊び場となる場所の周りは、保護者が幼児の行動を見渡せるよう配慮した緑化を行ってください。

\*<sup>2</sup>ヒーリング  
p. 9 参照

- ・高木等を配植し、人々が緑陰などを楽しめる緑化を行ってください。
- ・草花や芳香木等によりヒーリング\*<sup>2</sup>（癒し）効果のある植栽を行ってください。
- ・彫刻や、噴水、池、ベンチ等の修景・休養施設を配置する場合は、建築物の規模、デザインと調和した植栽を行ってください。
- ・芝生地は、適度に緑陰のある明るく開放的な空間を構成することにより、人々に憩いの場を提供してください。樹木の枝下は2.5m以上とし、樹下の活動に支障のないようにしてください。

## 6) 外周部の緑化

- ・侵食や風土の防止など景観面を考慮して、傾斜が30度以下の法面は、積極的に緑化する必要があります。

（法面の緑化については<施工編>P. 78 参照）



法面の緑化 パークシティ新川崎



擁壁の緑化 新百合ヶ丘

- ・プライバシー保護や目隠しが必要な場合は、高木、中木の配植により遮蔽を行ってください。

- ・隣接地の状況に応じて、環境圧を低減するなど、防災機能を考慮し、防風・遮光・大気浄化および延焼防止効果などの機能を備えた緑化を行ってください。

（耐火性のある樹種については<計画・設計編>P. 42 参照）

## 7) 歩道部の緑化

- ・ 歩車道分離や飛び出し防止などに配慮して植栽帯を設けることにより、歩行者の安全確保、環境圧の低減、歩行者への圧迫感の緩和を行うとともに緑量感、緑視率を高めてください。
- ・ 高木、低木、草花等を組み合わせた規則性と適度なリズム感など、連続性のある植栽形態により、まち並みの景観を整えるとともに、街区ごとに特徴ある樹種の選定、植栽形態を統一するなどの工夫をし、個性あるまち並みを創出してください。



新百合ヶ丘

- ・ 隣接地と一体的にとらえ、樹種、植栽の形態を統一するなどの工夫により、緑豊かな歩行空間を形成してください。



パークシティ新川崎

- ・ 四季の変化のある樹木、花木の配植や花壇の導入により、季節感のある歩行空間を形成してください。



多摩ニュータウン

- ・ 高木の配植により緑陰を構成し、快適な歩行空間を形成してください。

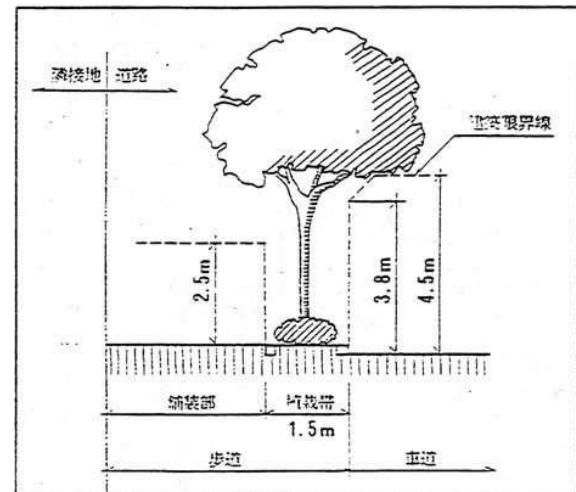
- ・樹木保護枠を使用し、歩行部を広げるとともに、より大きな樹木の導入、樹木の健全な育成を図ってください。



樹木保護枠を使った歩道 川崎

- ・車道及び歩道の建築限界に留意し、交通の障害、視界の妨げにならないよう配慮してください。

(右図参照)



- ・沿道の施設の出入口、横断歩道の所は、歩行者・車両の導線と視界に配慮して植栽地を設けてください。

#### 8) 歩行者専用道路の緑化

- ・歩行者・自転車専用道路は、道路占用物などの制限要素が少ないので、アーチを設けるなど、より多様な植栽形態を取り入れるようにしてください。
- ・住民の生活道路、散策路等として、高木、中木、低木、草花をさまざまに組み合わせ、アンジュレーションや蛇行により緑量感、修景効果の高い緑化を行い、緑を楽しむ空間としての性格を強く出してください。



山口台

- ・植栽地をあまり確保できない場合においても、ツル植物などを用いたり、隣接地の緑の活用などにより、緑量感を高めてください。
- ・ベンチ等の休養施設や、噴水、流れ等の導入を積極的に図り、住民が緑のもとで憩える場を形成してください。
- ・公園や公共公益施設などをネットワークする施設として計画するよう努めてください。特に野鳥や昆虫の通り道となるよう工夫してください。
- ・災害時の避難路として機能するよう、隣接地の堀やフェンスの倒壊を防ぐため高木や生け垣を取り入れ、延焼防止効果のある緑化を行ってください。

#### 9) コミュニティ道路の緑化

- ・車道を狭くしたり蛇行させるなどしてまとまりのある植栽地を確保し車の速度を意図的に落とさせ、歩行者の安全を確保してください。
- ・ベンチ、彫刻等のファニチュアと併用して四季の移り変わりを楽しむことができる花木や芳香木等を配植し、自然のもとで人々が休息できるアメニティの高い空間を創出してください。
- ・また、歩行者の休息の場としてポケットパーク等を積極的に設けるようしてください。



山口台



チッタデッラ

#### 10) 臨海部の緑化

- ・運河沿いに重厚な緑化を図り、運河の「水と緑によるプロムナード」を形成するようにしてください。
- ・立地する施設の形態、色彩等を総合的に考慮し、緑を含め全体として統一感のある景観づくりを心がけてください。

### 1 1) 中央分離帯の緑化

- ・ 道路景観にアクセントをつけることにより、運転者に適度な緊張感を与える、安全性、快適性を高めるようにしてください。
- ・ 中央分離帯は遮光や視線誘導効果に配慮するとともに見通しや建築限界を確保した緑化を行ってください。



多摩センター

### 1 2) 交通島、交差点の緑化

- ・ シンボルとなるような高木の配植や花壇の造成、彫刻の設置を行うなど、まち角の景観スポットを形成し、運転者、歩行者に現地点を示すランドマークとなる特徴のある道路空間を形成してください。
- ・ 見通しの確保が必要なところは、植栽は高さ0.5m以内に抑え、低木や草花などを中心とした緑化を行ってください。高木を取り入れる場合には、枝下空間を確保し、見通しを妨げないようにしてください。

### 1 3) その他

- ・ ゴミ置き場周囲などは、生垣やツル植物等による緑化により空間を区分し、動物によるゴミの散乱を防ぐと共に、視覚的な遮蔽や防臭を行うようにしてください。



生垣で目隠しを行っている  
パークシティ新川崎

## 1 緑化樹木の規格

- 植栽工事を行う際には原則として次に示す形状寸法以上の規格で計画してください。
- シンボルツリー、ランドマークツリー等として植栽する場合は、本市と協議の上、計画してください。(P. 68 参照)

## ■ 緑化樹木の標準規格

	形 状 寸 法			備考 ※植栽密度は目安です。
	樹 高	目通周	葉 張	
高木 (大景木)	3.0m 以上 (6.0m以上)	0.18m 以上 (0.4m以上)	0.8m 以上 (2.5m以上)	緑化の目的、樹種に応じた間隔 (3~6m程度) とします。
中木	1.5m以上 3.0m未満	—	0.3m以上	生け垣の場合は2~3本/m程度 とします。
低木	0.3m以上 1.5m未満	—	0.3m以上	寄植えを行う場合には、 葉張(0.3~0.5m)に応じて、 4~10株/m <sup>2</sup> 程度とします。 草本類は認められません。
地被	—	—	—	コンテナ栽培樹木を使用する場合 は、44株/m <sup>2</sup> 程度とします。 竹・笹類も地被植物に含まれます。

## 2 緑化樹種

- 緑化地の裸地部分については芝生等の地被植物を植栽し、緑化を図るようしてください。
- 各施設の緑化を行うための植栽は、施設ごとの緑化方針に沿って、施設の整備イメージを高めるような樹種を使用してください。その際、P37~43に整理したテーマ別樹種の例を参考してください。
- 多摩丘陵緑化ゾーンにおいては、開発事業区域周辺の樹林地との景観的な融和を図るよう、樹種の選定に配慮してください。
- 生垣をはじめとする接道部分にツバキ、サザンカの類を用いる場合は、チャドクガが発生しないよう維持管理に十分注意してください。
- 環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください(川崎区・幸区は除く)。その他の外来種の植栽についても、配慮してください。

## テーマ別樹種の例

＜花が美しい木＞

区分	樹種名	生活形態		花期 (月)	花色
		常緑	落葉		
高木	ウメ	○		12~2	白、桃、赤
	コブシ	○		3~4	白
	サクラ類	○		3~4	淡桃、白
	サルスベリ	○		7~9	白、桃、紫
	モクレン類	○		3	白、紫
	ハナミズキ	○		4	白、紅
	モモ	○		4	白、桃
	エンジュ	○		7~8	白
	エゴノキ	○		5	白
	トチノキ	○		4~5	白
	タイサンボク	○		6~7	白
	ナツツバキ	○		6~7	白
	リョウブ	○		7	白
	ネムノキ	○		6~8	桃
中木	オオデマリ	○		4~5	白
	サンシュユ	○		2~3	黄
	ツバキ類	○		12~4	白、桃、赤
	ハナカイドウ	○		3~4	桃
	サザンカ	○		10~11	白、桃
	マンサク	○		2~3	黄
	ロウバイ	○		1~2	黄
	キンモクセイ	○		9~10	黄

区分	樹種名	生活形態		花期 (月)	花色
		常緑	落葉		
低木	アジサイ		○	6~7	青、桃、白
	アベリア	○		7~11	淡桃
	ウツギ類		○	5~6	白
	エニシダ	○		4~5	黄
	カルミア	○		5~6	白、桃、紅
	キンシバイ*	○		6~7	黄
	ビョウヤナギ*	○		6~7	黄
	コデマリ		○	4~5	白
	ジンチョウゲ	○		3~4	白、淡桃
	シャクナゲ類	○		4~7	白、淡桃、紫
	ツツジ類	○		4~6	白、桃、紫、赤
	ドウダンツツジ		○	3~5	白
	トサミズキ		○	3~4	黄
	フヨウ		○	8~9	白、桃
	ボタン		○	4~5	白、桃、紫
	アセビ	○		3	白
	クチナシ	○		6~7	白
	シモツケ		○	5~6	桃
	ボケ		○	3~4	白、桃
	ユキヤナギ		○	3~4	白
	レンギョウ		○	3~4	黄
	バラ類		○	5~7	白、桃、赤、紫、黄
	ハギ		○	8~10	白、桃
	ヤマブキ		○	4~5	黄
	ツル	フジ	○	5	白、紫
	ノウゼンカズラ		○	6~8	橙

\*半常緑樹

＜香りのする木＞

区分	樹種名	香る部分	時期(月)
高木	ウメ	花	12~2
	カリン	実	10~11
	ニオイヒバ	葉	1~12
	ニセアカシア	花	3~4
中木	ロウバイ	花	1~2
	ゲッケイジュ	葉	1~12
	サンショウ	葉	3~11
	キンモクセイ	花	9~10
	ライラック	花	4~5
低木	クチナシ	花	6~7
	ジンチョウゲ	花	3~4
	バラ類	花	5~7
地被	ラベンダー	花	6~7
	カモミール	花	4~6
	ミント類	葉	4~10
ツル	スイカズラ	花	5~6
	ティカカズラ	花	5~6
	フジ	花	4~5
	ツルバラ	花	5~6

＜葉の色を主に楽しめる木＞

区分	樹種名	時期(月)		
		秋の紅 (黄)葉	芽吹き	通年
高木	イチヨウ	黄		
	イロハモミジ	紅		
	カキ	紅		
	サクラ類	紅		
	ハナミズキ	紅		
	トウカエデ	紅		
	モミジバフウ	紅		
	ヤマボウシ	紅		
	ナナカマド	紅		
	ナンキンハゼ	黄・赤		
	イタヤカエデ	黄		
	ユリノキ	黄		
	ノムラモミジ			紅
	ベニスモモ			紅
	ノルウェーカエデ			紅
中木	ガマズミ	紅		
	マユミ	紅		
	ニシキギ	紅		
	ベニカナメ		紅	
	オオバベニガシワ		紅	
	キンマサキ			黄
低木	ドウダンツツジ	紅		
	メギ	紅		
	キンメツゲ		黄	
	ゴシキナンテン			紅
ツル	ナツヅタ	紅		

＜実を楽しむことができる木＞

区分	樹種名	色	結実木(月)	果実採取に適するもの
高木	イイギリ	赤	10~12	
	イチヨウ	黄	9~10	○
	ウメ	黄	6~7	○
	カキ	橙	10~11	○
	カリン	黄	10~11	○
	クロガネモチ	赤	11~1	
	ザクロ	赤	10~11	○
	ソヨゴ	赤	10~12	
	ナナカマド	赤	10~12	
	ハナミズキ	赤	10~12	
	ビワ	黄	6	○
	ミカン類	橙	11~4	○
中木	イチイ	赤	9~10	
	ウメモドキ	赤	10~12	
	ガマズミ	赤	10~11	
	カラタチ	黄	10~11	
	サンゴジュ	赤	9~10	
	ピラカンサ	赤、橙	10~12	
	マユミ	桃	10~11	
低木	アオキ	赤	11~2	
	ウグイスカグラ	赤	5	
	グミ	赤	6~10	
	コトネアスター	赤	10~2	
	センリョウ	赤	11~2	
	ニシキギ	赤	10~12	
	マンリョウ	赤	11~3	
	メギ	赤	11~12	
	ムラサキシキブ	紫	10~11	
	ブルーベリー	紫	6~8	○
ツル	ヤブコウジ	赤	10~1	
	アケビ	青紫	10~11	○
	キウイ	茶	10~12	○

＜シンボル・ランドマーク樹＞

区分	樹種名
針葉樹	ヒマラヤスギ
	ドイツトウヒ
	クロマツ
	メタセコイア
常緑樹	クスノキ
	クスダジイ
	ヤマモモ
落葉樹	ヤキ
	イチヨウ
	プラタナス
	ユリノキ
	アカツ
	ハクモクレン
	フジメイヨシノ

\* イチヨウは慣用により落葉樹扱いとします。

## &lt;食 餌 木&gt;

区分	樹種名	オナガ	シウユラ	ジカウ	ビタウ	スズメ	ツグミ	ヒヨドリ	ムクドリ	メジロ	ウグイス	カヒラワ	キジバト
高木	イヌマキ							○					
	イチイ	○					○	○				○	
	エノキ	○					○	○	○	○			
	エゴノキ						○	○					
	クスノキ	○					○	○	○	○			
	クロガネモチ	○					○	○	○				
	ナナカマド	○						○	○				
	センダン	○						○	○				
	ハナミズキ	○					○	○					
	カキ	○				○		○	○	○	○		
	ミズキ	○						○	○			○	
	サクラ	○						○	○	○			○
	イイギリ	○						○	○				
中木	モッコク		○	○									
	キハダ	○						○	○				
	マサキ				○		○	○					
	ウメモドキ				○		○	○	○				
	ガマズミ	○			○		○	○	○				
	クワ	○				○		○	○				
	サザンカ							○		○			
	サンゴジュ							○	○	○			
	サンショウ	○	○	○				○				○	○
	ネズミモチ	○					○	○	○				○
低木	サカキ							○	○	○			○
	イチジク	○				○		○	○	○			
	アオキ	○					○	○	○				
	ムラサキシキブ	○			○		○	○	○	○		○	○
	ニシキギ	○			○		○	○		○			○
	ナワシログミ	○						○	○	○			
	ナンテン	○					○	○	○				
	マンリョウ						○	○	○				
	ヤブコウジ		○				○						
	クチナシ							○	○	○			
ツル	ヤツデ				○			○	○				
	クコ	○			○			○	○				
	アケビ	○						○		○			
ツル	ツルウメモドキ	○			○		○	○	○	○			
	キヅタ	○						○	○				

＜学校緑化に使われる樹木ベスト20＞

1 クスノキ	11 ソテツ
2 サクラ類	12 キンモクセイ
3 イチョウ	13 ケヤキ
4 マツ類	14 カエデ類
5 ヒマラヤシーダー	15 フジ
6 メタセコイア	16 ヒノキ
7 スギ	17 カイヅカイブキ
8 プラタナス	18 サザンカ
9 モモ	19 キョウチクトウ
10 ポプラ類	20 サンゴジュ

＜生垣に比較的使われる木＞

木の名前	日向を 好む	日陰に 耐える	低湿地 に強い	乾燥地 に強い	海辺地 に強い	大気汚染 に強い	防火に 強い	狭い場所 でも育つ	高生垣 に向く	自然型 に向く	いつも 葉が緑	冬は 落葉	花が 美しい	実が 美しい	葉が 美しい
アセビ	○		○		○				○	○		○			
イヌツグ	○	○	○	○	○	○			○		○				
イヌマキ	○	○	○	○	○	○	○		○		○				
カナメモチ	○		○	○	○		○	○			○				○
サザンカ	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		
サワラ	○	○							○		○				
サンゴジュ	○	○				○	○				○			○	
シラカシ	○	○			○		○		○		○				
ドウダンツツジ	○		○								○	○		○	
ヒイラギ		○	○	○	○	○	○				○				
ヒサカキ		○			○	○	○				○				
ピラカンサ	○		○			○				○	○			○	
マサキ		○	○	○	○	○	○	○			○				
レンギョウ	○			○					○		○	○			

＜ツル植物＞ ○：適 △：やや適

＜有用木＞

区分	樹種名	用途		見所		
		登はん		下垂	花	実
		直接	間接			
常緑樹	イタビカズラ	付着根 ○				
	カラライナ ジャスミン		巻付 ○	4~6 黄		
	キヅタ	付着根 ○		○		
	ティカカズラ	付着根 ○	△	△	7~8 白	
	ツルマサキ	付着根 △				班入り
	ムベ		巻付 ○			
落葉樹	アケビ		巻付 ○		4 紫	9~10 青、紫
	ナツヅタ	吸盤 ○				紅葉
	ツキヌキ ニンドウ		巻付 ○		5~10 赤	
	ツルウメ モドキ		巻付 ○			10~2 赤
	ノウセン カズラ	付着根 ○			7~8 橙	
	ツルバラ		△	△	赤、白、 黄	
	フジ		巻付 ○		5~6 白、紫	

樹種名	用途
ヒノキ	建築用材、まな板
スギ	リ、ゲタ
アカマツ	リ
キリ	家具、琴、ゲタ
ケヤキ	家具、楽器、食器
カリン	楽器、薬用
トネリコ	バット、ラケット
カキ	ゴルフクラブ、食用
カヤ	将棋盤
コナラ・ クヌギ	炭、ホダ木
クロモジ	楊枝
キハダ	薬用、染色
クスノキ	樟脳、仏像
モチノキ	とりもち
ツゲ	櫛、印判
ナツメ	食用、薬用
タケ類	食用、工芸
ミツマタ	和紙
ヤブツバキ	油
サカキ	神事
チャノキ	茶
クリ	食用、枕木
アケビ	蔓細工
ヤマザクラ	家具、版木
クチナシ	染色
ミズキ	こけし、寄木細工

＜耐火性のある樹種＞

区分	樹種名	区分	樹種名
針葉樹	コウヤマキ	広葉樹	サンゴジュ
広葉樹	シラカシ		ネズミモチ
	スダジイ		ツバキ
	モチノキ		サカキ
	マテバシイ		マサキ
	ユズリハ		アオキ
	イチヨウ		ヤツデ
	モツコク		トベラ
高木		低木	

＜グランドカバープランツ＞ ○：適 △：やや適

植物名	用途		法面
	日陰地	根締め	
アガパンサス	△	△	△
アカンサス	○		
アジュカ	○	△	○
アスチルベ	△		
アルメリア			△
イカリソウ	△		
イソギク			△
ウラハグサ	△		
エビネ	△		
オモト	△	△	
オリヅルラン	△		
カキドオシ	△		
カンスゲ	△	○	△
キチジョウソウ	○	○	○
ギボウシ	△	△	○
サギゴケ	△		
シバザクラ			○
シャガ	○		○
ジャーマンアイリス	△		
シュウカイドウ	△		
シュンラン	△		△
ショカツサイ (ムラサキハナナ)			△
シラン	△	△	
シロツメクサ			○
セイヨウノコギリソウ	△		○
セキショウ	△	△	
アスパラガス	○	○	
タマスダレ	△	△	
チゴユリ	△		
ツワブキ	○	△	△
ティコンドラ	△		
ハナツメクサ			○
ハナニラ	△		△
ハラン	○	○	
ヒマラヤユキノシタ	△	△	
フイリドクダミ	△		
フキ	△		
プラティア			△

植物名	用途		法面
	日陰地	根締め	
フランスギク			○
ヘビイチゴ		△	
ヘメロカリス	△	△	△
ポテンチラ	△		△
マツバギク			△
ミゾハギ			△
ミヤマナルコユリ	△		
ムラサキカタバミ			△
ムラサキツメクサ			○
ヤブミョウガ	○		
ヤブラン	△	○	△
ユキノシタ	○		△
ラミユーム	△		△
リシマキア	△		△
リボングラス	△		△
リュウノヒゲ類	○	○	○

## 1 自然的環境保全配慮書

自然的環境保全配慮書（以下「保全配慮書」という。）は、事業者が事業予定区域内の自然的環境※を把握し、その保全・回復・創出に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、自然環境に囲まれた「緑豊かなまちづくり」を目指すことを目的とするものです。

事業者は、対象事業区域内において一定規模以上の自然的環境が確認された場合、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑の条例」という。） 第30条の2」により、自然的環境の保全への配慮に関する事項を記載した書面を市長に提出することとされています。

※ 自然的環境とは、緑の条例第2条に規定する「緑」の定義を基本とし、景観形成や生態系の保全に向けた考え方等を含むものとする。（緑の条例第2条：樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を兼ね備えた土地等。）

## 【樹林地】

- 平均高さ5m以上の樹木が10m<sup>2</sup>に1本以上の割合でまとまって存する300m<sup>2</sup>以上の土地をいう。なお、防風林、屋敷林等、敷地内植樹地についても樹林地として取り扱う。

## 【農地】

- 水田、畑、苗圃など、農地として活用されている土地をいう。（舗装されていない休耕地を含む）

## 【特筆すべき自然的環境】

- 多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸または水辺地（湧水・池・湿地）等

## 【保存すべき樹木】

- 緑の条例第17条に規定する「保存樹木」、「まちの樹」又は、これに準ずる樹木（樹高10m以上、かつ目通周1m以上の樹木）。  
＊樹林地の一部である樹木は、「樹林地」として、取り扱う。

## 2 対象となる事業

- 保全配慮書の提出が必要な対象事業を下表に示します。

対象事業	自然的環境の種別
	対象事業区域内に300m <sup>2</sup> 以上の一団の樹林地がある場合
500m <sup>2</sup> 以上の建築行為及び開発行為	対象事業区域内に1,000m <sup>2</sup> 以上の一団の農地がある場合
	対象事業区域内にその他、優れた自然的環境を有する土地がある場合（特筆すべき自然的環境、保存すべき樹木）

保全配慮書は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下「総合調整条例」という。）」の規定が適用される事業の場合、「事業概要書」の添付図書として使用します。

また、都市計画法第29条の許可を要する開発行為で一定の規模を満たす事業の場合は、区域内の樹木又は樹木の集団の保存、表土の保全措置の考え方を示すものとしても活用します。

### 1) 自然的環境保全配慮の意義

市域に存在している樹林地や農地、谷戸や水辺地を含めた様々な自然的環境は、川崎市を特徴づける景観を形成しているとともに、多くの動植物の生息・生育空間となっています。このような自然的環境を保全することにより、動植物の分布が拡大し生物多様性が保全されるほか、雨水が地下に浸透することで健全な水循環が保たれる等の効果が得られます。

また、豊かな緑を保全・創出することで、地球温暖化対策等にも寄与し、地域に潤いとやすらぎのある景観をつくると共に、身近な自然にふれる機会をもたらします。

開発事業等の計画に当たり、これらの自然的環境を保全する効用を御理解いただき、配慮をお願いします。

### 2) 自然的環境保全配慮の基本的な考え方

事業計画の立案に当たり、まず対象事業区域内の自然的環境の規模、内容、周辺との緑の連続性等を調査します。なお、面積1,000m<sup>2</sup>以上のまとまりのある市内の緑地については、植生等各種データを整理・評価した「緑地保全カルテ<sup>1</sup>」を、緑政部担当窓口で閲覧することができます。

調査した自然的環境については、事業における影響を最小限にし、緑の連続性を確保することを重視しながら、保全に努めます。

次に樹木等を現況のまま保全することが困難な場合は、一旦仮置きし、工事完了後に生育環境を整え、回復することを検討します。

なお、やむを得ず保全や回復ができない場合は、代替となる植栽や生き物の生息空間の設置等により、緑の連続性に配慮した建物配置や緑化を検討します。



<sup>1</sup> 緑地保全カルテ  
植生・地形等の自然的条件、歴史・景観等の社会的条件等をもとに、緑地をA、B、Cの3段階に評価し(緑地総合評価)、基礎情報としてカルテに取りまとめています。

### 3 自然的環境保全配慮事項

・自然的環境に関する配慮事項を下表に示します。

配慮事項	
(1)	樹林地の保全、回復又は創出への配慮
(2)	樹木の保存等への配慮
(3)	動植物の生息・生育環境についての配慮
(4)	表土の保全への配慮
(5)	雨水等の浸透(水循環)についての配慮
(6)	多様な自然的環境の保全又は回復への配慮
(7)	循環利用(リサイクル)の取組
(8)	緑化の推進
(9)	地球温暖化対策への配慮
(10)	景観の保全への配慮

- ・対象事業の種類、規模及び自然的環境の種別により、以下の項目について配慮します。

■対象事業区域内に300m<sup>2</sup>以上の一団の樹林地がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000m <sup>2</sup> 未満	(1)(3)(5)(7)(8)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(1)(3)~(5)(7)~(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000m <sup>2</sup> 未満	(1)(3)(5)(7)~(10)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(1)(3)~(5)(7)~(10)

■対象事業区域内に1,000m<sup>2</sup>以上の一団の農地がある場合 (舗装されていない休耕地含む)

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000m <sup>2</sup> 未満	(3)(5)(8)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(3)~(5)(8)~(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000m <sup>2</sup> 未満	(3)(5)(8)~(10)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(3)~(5)(8)~(10)

■対象事業区域内に特筆すべき自然的環境がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000m <sup>2</sup> 未満	(3)(5)(6)(8)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(3)~(6)(8)~(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000m <sup>2</sup> 未満	(3)(5)(6)(8)~(10)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(3)~(6)(8)~(10)

■対象事業区域内に保存すべき樹木がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000m <sup>2</sup> 未満	(2)(3)(5)(7)(8)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(2)~(5)(7)~(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000m <sup>2</sup> 未満	(2)(3)(5)(7)~(10)
	3,000m <sup>2</sup> 以上	(2)~(5)(7)~(10)

※対象事業区域に複数の自然的環境がある場合は、それぞれの種別に該当する項目全てに配慮します。

4 自然的環境保全配慮事項の考え方

(1) 樹林地の保全、回復又は創出への配慮

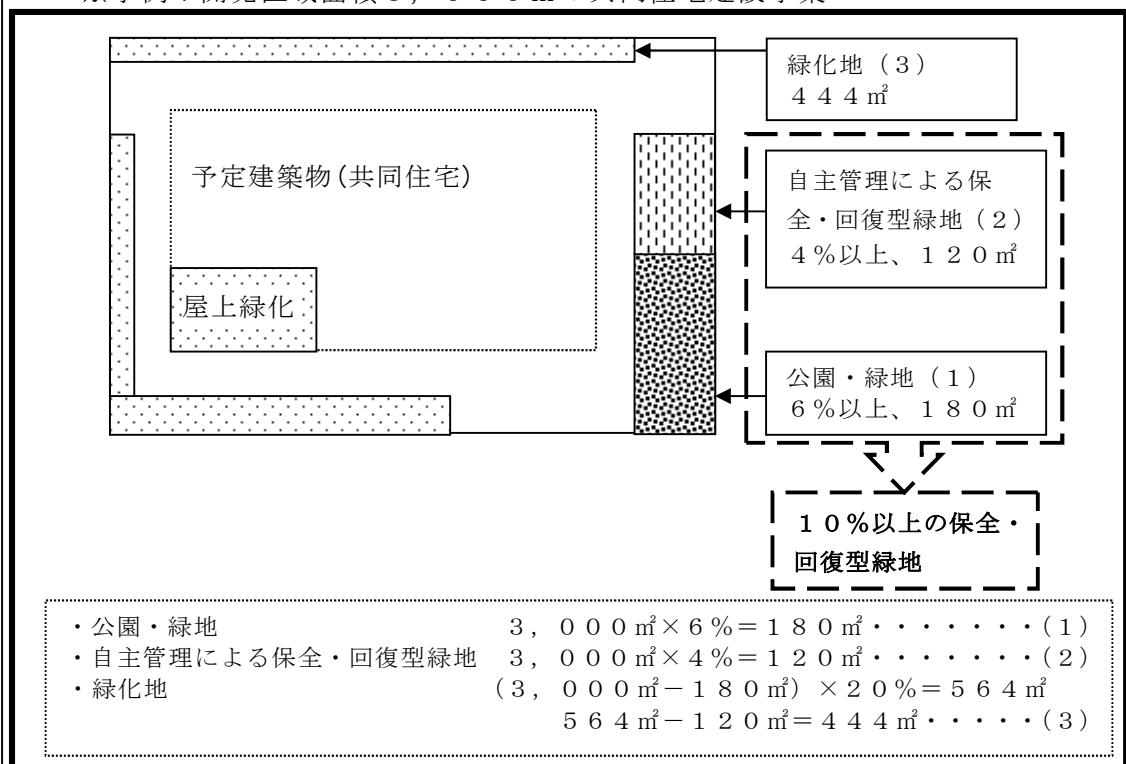
市域に存在する樹林地は、身近に自然を感じられる貴重な資源となっています。なかでも、多摩川崖線に斜面の樹林地が帶状に連なる景観や、多摩丘陵に存在する谷戸地形、里山の風景は川崎市を特徴づけるものとなっており、次世代に継承するため可能な限り保全に配慮します。特に丘陵部においては、斜面地の尾根部分の樹林の保全に配慮し、緑の連続性を確保することを目指します。

また、造成に当たっては、斜面の安全性を勘案した上で、土地の形質の変更を必要最小限とし、かつ地形に順応させることを目指します。

特に、3,000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅の建設を目的とする開発事業については、次に示す事例のように、開発区域面積の10%以上を保全・回復型の緑地として確保することを目標とします。

その内訳として、都市計画法に基づき設置される開発区域面積の6%以上の公園・緑地に、隣接して、開発区域面積の4%以上の自管理による保全・回復型緑地を配置し、緑のボリュームの確保を行うものとします。

※事例：開発区域面積3,000 m<sup>2</sup>の共同住宅建設事業



① 保全の考え方

可能な限り土地の形質変更を抑え、地形に順応した造成計画を行い、公園・緑地などを適切に配置し、既存樹林地の保全に配慮するよう努めます。

保全される樹林地は、将来的に人為的な管理<sup>\*1</sup>がほどこされ、景観形成に寄与し、更には、斜面地の場合は、安定性がある形状で保全がなされることを前提とします。

\*<sup>1</sup> 人為的な管理  
p. 49 「樹林地の管理について」参照



病院敷地内に残された樹林地の事例



老人福祉施設敷地内に残された樹林地の事例

(麻生区)

(麻生区)

## ② 回復の考え方

やむを得ず造成等、土地の形質を変更する場合には、開発前の植生等を勘案しながら、新たに設置される公園や自主管理による保全・回復型緑地に樹林地の回復がされるよう努めます。伐採後に残された切株についても、萌芽更新<sup>\*1</sup>が期待できるものはなるべく残します。

また、地形等を勘案した上で、可能な限り大景木の植栽などにより、緑の存在と効用を確保することを検討します。樹種については、現地の植生状況及び生育状況が良好な樹種等を検討します。

○ やむを得ず樹林地を保全することが困難な場合としては次のことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保全すべき樹林地が存する場合
- イ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等計画上、当該樹林地を保全することが困難な場合
- ウ 保全後、人為的な保全管理が不可能な場合（居住者、地域住民等による保全管理）
- エ 樹林地において、急傾斜崩壊対策工事等斜面の安定化工事を施工する場合

## ③ 創出の考え方

保全・回復が困難な場合には、敷地内に新たな緑化地の創出を行います。その際、周辺環境と調和が図られ、緑の連続性が保たれるように配慮し、大景木の植栽、屋上緑化など効果的な緑化が図られるよう努めます。

なお、樹種については、現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種等を検討するとともに、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

参考：回復・創出を図る際の樹木等

- ・高木は、コナラ、クヌギ、ケヤキ、イヌシデ、エゴノキ、コブシ、リョウブ、ヤマザクラ、シラカシ、スダジイ、アカマツ等
- ・中低木は、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アセビ、ムラサキシキブ、ガマズミ等

\*<sup>1</sup> 萌芽更新

伐採後に残された切株から伸びた芽を育て、樹林地を更新する方法。

面積300m<sup>2</sup>以上の優れた内容の樹林地については、保存樹林の指定を受けることができます。

## ■樹林地の管理について

市内に残されている樹林地の多くは、里山として、かつて炭や薪、肥料等を生産するためにクヌギ・コナラ等の雑木が植えられ、定期的に伐採等の手入れがなされてきました。

手入れを行うことで、里山には樹齢の違う若い雑木が混在し、明るい林床には様々な草花が生育し、結果として動植物の多様性が維持され、豊かな生態系が育まれてきました。

しかし、現在かつての雑木林は里山として利用されることがほとんど無くなり、モウソウチクやアズマネザサが繁茂し、かつての様相を呈している場所は稀となっています。またタケ類の繁茂により暗い樹林地となり、生息・生育できる動植物が減り、樹木の成長が妨げられることで、二酸化炭素吸収量や、雨水の涵養機能の効果も減少傾向にあります。

しばらく手入れがなされていない樹林地であっても、適切な管理を行うことにより、かつての良好な里山の姿に回復することができます。ここでは、里山の代表的な管理作業と楽しみ方を紹介します。

### (1) 間伐

- ・樹木が枯れている等、不健全であったり、過密化している場合は伐採します。
- ・クヌギ・コナラ等、萌芽しやすい樹種は、胸高直径 20 cm (樹齢 15 ~ 20 年) 程度で、萌芽更新のために伐採します。
- ・林床が明るくなり、樹木を更新することができます。



管理が行き届いた雑木林（麻生区岡上）

### (2) 下草刈り

- ・林床のタケ類・ササ類や常緑低木の刈取りを行い、繁茂を防ぎます。作業の際は、希少な植物があればなるべく保全し、ヤブに生息する鳥類等があれば一部刈り残す等、動植物の生息・生育環境に配慮します。
- ・林床が明るくなることで、従来の山野草が見られる等、生態系の回復が見られます。

### (3) 枝払い

- ・樹木の枝張りを切ることで、林床を明るくし、植生の単調化を防ぎます。
- ・風や積雪による倒木を防ぎます。

### (4) 竹林の管理（竹林としての管理を行う場合）

- ・立ち枯れや黄色くなった古いタケを積極的に間伐します。
- ・間伐した跡地には、春にタケノコが出てきて、タケを更新することができます。
- ・タケの伐採の密度は、竹林内を傘をさして歩けるくらいが目安といわれています。

### (5) 里山の楽しみ方

- ・樹林地に散策できる道をつくると、自然に親しむことができ、また居住者や地域のコミュニケーションの場とすることができます。
- ・道を明確化することで、林床の裸地化を防止することができます。また、管理作業を円滑に行うことができます。
- ・樹木等の解説板の設置等により環境学習の場として利用することで、自然への親しみを持つことができます。
- ・間伐したタケは、玩具や柵等として細工し利用することができます。
- ・間伐したクヌギやコナラは、シイタケのホダ木として利用できます。
- ・樹液が出てるクヌギやコナラは、カブトムシが好みます。

## (2) 樹木の保存等への配慮

### ① 保存の考え方

可能な限り保存すべき樹木がある場所に、公園、自主管理の保全・回復型緑地を配置し、樹木を保存するとともに、樹木の生育に必要な空間を確保するよう努めます。また、保存する樹木の垂直投影面下の切土盛土は避け、周辺環境が大きく変化する場合は、生育に必要な養生等を行います。



共同住宅敷地内に保存された樹木の事例  
(高津区)



公園・緑地内に保存された樹木の事例  
(高津区 久本山ターザンの木緑地)

### ② 回復の考え方

現況のまま保存できない場合は、可能な限り事業予定区域内の公園又は自主管理による保全・回復型緑地に移植し、回復が図られるよう努めます。移植に当たっては、事前に根回し等の措置を講じるとともに、移植後は、根元の透水性を確保する等、生育に必要な養生等を行います。

○ やむを得ず樹木を保存することが困難な場合としては、次のことことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保存対象の樹木が存する場合
- イ 公園、緑地等の計画内容等の関係から保存対象の樹木が保存できない場合
- ウ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等の計画上、当該樹木を保存することが困難な場合

### ③ 創出の考え方

やむを得ず伐採する場合は、それに代わるものとして、大景木の植栽に努めます。また、樹種については可能な限り現地及び周辺地域において生育状況が良好なものや事業施工後の環境に適した樹種を選択し、緑の創出に努めます。なお、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

### ④ 管理について

樹木を保存することは、地域のシンボルを継承することとなり、景観の向上に大いに寄与します。将来にわたり受け継がれる樹木となるよう適正な管理に努めます。

樹高10m以上、かつ目通周1m以上の樹形が優れている樹木は、保存樹木の指定を受けることができます。

### (3) 動植物の生息・生育環境についての配慮

#### ① 保全の考え方

樹林地をはじめとする自然的環境は、動植物の生息・生育環境となっています。そのため、事業計画の立案に当たっては、動植物の生息・生育環境になるべく配慮します。特に、希少な動植物が確認された場合は、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地を配置し、生息・生育環境をできるだけ広い面積で維持していくことに努めます。

#### ② 回復の考え方

やむを得ず動植物の生息・生育環境を改変する場合は、事業区域内の公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、代替となる環境や動物の通り道を新たに確保したり、動植物に影響が少ない適切な時期に工事を行うこと等に努めます。

#### ③ 創出の考え方

緑化地を創出することは、動植物の生息・生育環境の拡大に寄与します。創出に当たっては、なるべく現地及び周辺地域において生育状況が良好なものを含む樹種を選定します。また、食餌木の植栽や水辺地の設置を行ったり、連続性がある緑地を確保したりすることで、動植物の生息・生育環境の拡大に努めます。

※ 希少な動植物の参考図書として、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館）等があります。

### (4) 表土の保全への配慮

#### ① 保全の考え方

表土とは、植物の生育に不可欠な有機物質を含む表層土壤のことをいい、公園・緑地や緑化地等植栽を行う場所においては、表土の保全に努めます。

#### ② 回復の考え方

事業施工において、表土を現状のまま保全することができない場合については、可能な限り工事中に表土を保存し、植栽地の土壤など必要な部分に厚さ20～40cm程度で復元します。

#### ③ 創出の考え方

施工上の問題から、やむを得なく表土の復元ができない場合については、事業区域外の土地の表土を採掘し、その表土を活用します。また、植栽を行う場所の土壤が、植物の生育等に際し、好ましくない場合、土壤改良剤と肥料を与え耕起し植物の生育に適した土壤にします。

\* 盛土のみの開発行為の場合は、客土や土壤改良等による措置、切土のみの場合は、土壤改良等の措置も考えられます。

## \* 土壤の改良に関する技術的な考え方

植物の生育に適した土壤とは、以下を目安とし、条件を満たさない場合は、客土、土壤改良等を行い、適切な土壤とします。

## a 土壌硬度

山中式土壤硬度計による抵抗値 8 ~ 20 が適しています。

## b 土壌酸度

pH 4.5 ~ 6.5 が適しています。

## c 土性

- ・砂土：ほとんど砂ばかりと感じられるもの
  - ・砂壤土：肉眼及び指間で認められる砂が 3 分の 1 から 3 分の 2 を占めるもの
  - ・壤土：ほぼ 3 分の 1 以下の砂を含むもの
  - ・埴壤土：粘りのある粘土に砂を感じるもの
  - ・埴土：粘りのある粘土が大部分のもの
- この内、壤土、埴壤土が適しています。

## (5) 雨水等の浸透（水循環）についての配慮

雨水等の浸透については、「川崎市水環境保全計画（2012年10月策定）」に基づき、浸透機能の回復の取組として、樹林地の保全等に努めます。

## ① 保全の考え方

樹林地の保全等により、雨水等の浸透（水循環）を保持します。

## ② 回復の考え方

緑化地の創出により、地下水のかん養能力を回復させるとともに、次に掲げる雨水浸透施設の設置を検討します。

## ア 透水性舗装

## イ 駐車場等を活用した雨水浸透施設

## ウ 雨水浸透ます

- \* 雨水浸透施設の設置に当たっては、事前に河川管理者との協議が必要となる場合があります。
- \* 開発許可や宅地造成に関する工事の許可等を要する行為については別途規制がありますので、開発許可担当部署との協議が必要となります。
- \* 宅地内雨水浸透ます設置については、補助金交付制度があり環境局環境対策部環境対策課が窓口となります。

## (6) 多様な自然的環境の保全又は回復への配慮

## ① 保全の考え方

多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地は、対象とする事業区域のみならず、その下流に広がる流域の生物多様性及び健全な水循環に寄与します。そのため、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全型緑地を配置し、その保全に努めます。



水辺地（湿地）

## ② 回復の考え方

多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地の形質変更を行う場合には、公園緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、できる限り従前と類似した環境を整え、多様な生き物の生息・生育空間づくりに努めます。

湧水や水路をやむを得ず造成する場合には、防災面等に配慮しながら、暗渠管の埋設等により、その保全に努めます。

## （7）循環利用（リサイクル）の取組

やむを得ず伐採した樹木や不用になった幹枝は、木質バイオマスとしてリサイクルを図ることに努めます。

ア 伐採樹木等のチップ化による緑化地のカバー材

イ 土壌改良剤

ウ 散策路の木製階段やベンチ等、簡易施設の材料として活用

エ カントリーへッジ<sup>①</sup>を設置し、生き物の住みかや垣根として活用

オ 伐採樹木等を循環利用している事業所に持ち込み、バイオマス発電やチップとして寄与



カントリーへッジ

## （8）緑化の推進

屋上緑化、壁面緑化などの特殊空間の緑化を創出し、緑の景観形成と周辺の緑とのネットワーク形成を図ります。また、大規模な戸建住宅事業については、都市緑地法による緑地協定<sup>②</sup>や緑化施設整備計画認定制度<sup>③</sup>等の活用を検討します。

## （9）地球温暖化対策への配慮

本市においては、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画－C C かわさき推進プラン（2010年10月策定）」のなかで、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指しています。

\*<sup>1</sup> カントリーへッジ  
剪定した枝や伐採した幹などの自然素材で作った柵のこと。クワガタムシやカミキリムシの仲間などの生息地となる。

\*<sup>2</sup> 緑地協定  
土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

\*<sup>3</sup> 緑化施設整備計画認定制度  
一定条件を満たす建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度。

その中の基本施策の1つとして、緑の保全及び緑化の推進を掲げております。事業の施工に当たっては、公園・緑地、自主管理による保全・回復型緑地における緑の保全及び、緑化地における高木の植栽に努めることで、温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献するよう努めます。

- ア 二酸化炭素吸収量の向上に寄与する高木の植栽を行う。
- イ 地盤面においてなるべく広く緑地面積を確保する。
- ウ 夏期における日陰を形成する中高木を植栽する。
- エ 水辺地の確保や屋上・壁面の緑化を行う。

#### (10) 景観の保全への配慮

##### ① 保全の考え方

市域に存在する樹林地や、地域のシンボルとなっている樹木については、その景観の保全に配慮するよう努めます。特に、保全配慮地区<sup>\*1</sup>内においては、多摩丘陵の斜面地の緑と地形の連続性を生かした景観の形成を目指すため、可能な限り尾根部分の保全を図ることが望ましく、建物の最上部(機械室含む)が、稜線を超えないような建築計画とする等、景観の保全に最大限、配慮するよう努めます。

また、神社、仏閣等の歴史的文化財や都市公園等と連続している自然的環境については、その連続性に配慮するよう努めます。

##### ② 回復の考え方

土地の形質変更により、やむを得ず尾根部の緑地が失われる場合には、大景木の植栽により、尾根等の連続性の回復に努めます。

##### ③ 創出の考え方

早期の緑化を目的に、可能な限り大景木の導入を図ります。また、屋上緑化、テラス等の緑化により、緑の連続性に配慮するよう努めます。併せて、周囲の緑との調和に配慮した緑化を行うとともに、接道部や敷地外周部に積極的に植栽を行い、緑の連続性の確保に努めます。

\*<sup>1</sup>保全配慮地区  
特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。多摩川崖線や多摩丘陵を含む市域の北西部地区のこと。

・ 緑地基準

下表の緑地基準を目標に、自然的環境の保全配慮に努めます。(下表は公園・緑地と敷地内における保全配慮の保全・回復・創出方針を示したものであって、公園・緑地の設置基準を示すものではありません。)

行為種別	規模	保全・回復・創出方針		配慮事項
共同住宅	3,000m <sup>2</sup> 以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。	開発区域面積の10%以上の保全・回復型緑地
		敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。その内、開発区域面積の4%以上の保全・回復型緑地を公園・緑地に隣接して確保する。	
	3,000m <sup>2</sup> 未満	敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	
戸建住宅	3,000m <sup>2</sup> 以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。この他、緑地協定などの活用により、緑の創出を図る。	
	3,000m <sup>2</sup> 未満	敷地内	緑地協定などの活用により、緑の創出等を図る。	
事業所・ 公共公益 施設	1,000m <sup>2</sup> 以上	敷地内	建築敷地面積の10%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	

※公園・緑地の設計で配慮すべき内容

保全配慮地区内のA、Bランクの緑地を対象とする開発事業等については、公園面積の50%以上を植栽地として確保し、将来的に公園面積の80%以上の緑被率が確保されるよう配慮する。

○開発区域面積3,000m<sup>2</sup>の共同住宅建設事業

